海外漁業協力

No. 91
2020.6

公益財団法人　海外漁業協力財団

世界の魚市場

モロッコ王国ラバト中央市場

モロッコ王国は国土の西側に大西洋、北側に地中海を望むアフリカ大陸の北西部に位置する立憲君主制国家である。北アフリカ古来の文化にアラブ、ヨーロッパの文化が融合し、独特の文化が形成されている。異国情緒に溢れ、約 400 万人の人口を擁する同国最大の商業・金融都市がカサブランカであり、この北東約 90km に位置する都市ラバトは、首都として行政府とモロッコ王室が置かれている。近代と歴史的な都市が共存する美しい首都として、2012 年に世界文化遺産に登録された。

同国は 3,500km にも及ぶ長い海岸線を有し、年間漁獲量約 140 万トンの約半分を輸出している。国民 1 人当たりの年間魚類消費量は約 13.3kg である*。ラバトの旧市街入口にある中央市場には魚介類をはじめ肉、野菜、ナッツ類、香辛料などを扱う商店が軒を並べる（現在、老朽化した市場建屋の改修作業が行われており、海産物店約 40 店舗が隣接する仮設施設に移転し、営業中である。）。

市場内では売れ筋のイワシ、スズキ、マトウダイ、クロマグロ、ヨーロッパオオアナゴ、シタビラメ、イカ、タコ、アサリ、マテガイ、エビ等の多くの魚介類が販売されている。なかでもイワシは安価な大衆魚として大人気であるが、アジ、サバには馴染みがないのか目にすることは稀である。ここでの大口の商取引には、政府が魚種別に魚価（上限・下限）を定めている。

一般家庭の食卓に上る魚介類を手軽に購入するには、旧市街の路地で開かれている青空市場に足を運ぶ。最近ではバナメイエビが店頭に並ぶことが多くなった。南米エクアドル共和国から輸入した養殖エビ（解凍）とのこと。ここにはキロ当たり数十円の手数料で鱗取り、内臓除去、切身加工等の下処理を頼む庶民の姿がある。この便利なサービスは、魚食の普及に大いに貢献している。

より衛生的になった中央市場の運営再開を心待ちにしている。

中央市場正門付近

鮮魚売場（改修前）

陳列棚に並ぶ鮮魚類（改修前）

仮設市場内の鮮魚売場

*我が国の食用魚介類の 1 人 1 年当たりの消費量は、2018 年度において 23.9Kg（2019 年度水産白書）

目　　次

世界の魚市場

モロッコ王国ラバト中央市場

海外漁業協力への取組み

就　任　挨　拶

常務理事就任のご挨拶 …… 2

財団トピックス

2020年度の財団事業について …… 4

有　識　者　評　価

パラオ共和国シャコガイ養殖振興プロジェクト …… 7

プロジェクト報告

カーボベルデ共和国まぐろ漁業混獲魚加工プロジェクト …… 13

要　人　招　請

パラオ共和国大臣 沖縄視察 …… 20

プロモーションファンド

FFA－OFCF初の電子会議開催 …… 26

科学オブザーバー報告

日本オブザーバー計画を取り巻く背景等（後編） …… 30

新　入　職　員　紹　介

モザンビーク共和国での2年間と国際協力 …… 34

主な動き

要人往来 …… 37
研修生受入 …… 38
専門家派遣（短期派遣） …… 39
地域水産物新規流通発掘調査事業 …… 40
専門家派遣（長期派遣） …… 41

政府ベースの漁業協力

無償資金協力 …… 42
調査団の派遣 …… 42
漁業交渉･国際会議 …… 42

ご　案　内

競争参加者の資格申請に関する公示 …… 43

お　詫　び

新型コロナウイルス感染症の影響により、発刊が大幅に遅れましたことをお詫び申し上げます。

貸付制度について
財団アクセス（付近略図）

表紙の写真：モロッコ王国ラバト 中央市場鮮魚売場（改修前）

常務理事就任のご挨拶

常務理事　首藤　剛

2020年6月8日の評議員会・理事会にて選任いただき、同日付けで常務理事に就任いたしました。私は、昭和59年に新卒採用されて以来36年間余り職員として技術協力、貸付、管理部門の各部署で勤務してまいりました。海外漁業協力財団（以下「財団」という。）の設立が昭和48年で、6月には47周年を迎えておりますので、財団の歴史のほぼ4分の3を共に歩んできたことになります。

昭和59年（1984年）頃は、各国の200海里体制が定着していく過程にあり、北洋底魚のアメリカナイゼーションに伴うフェーズアウト（1981年洋上買付開始、88年漁獲割当0トン）、商業捕鯨の全面モラトリアム（1985年）、その後のさけます沖どり禁止･母船式さけます漁業の終焉（1989年）、公海流し網全面モラトリアム（1992年）等々日本の遠洋漁業がものすごい勢いで外圧に押し込まれていこうとしている時期でした。とにかく生き残りを図るため官民一体となって様々な対抗措置を講じ、財団も貸付事業、技術協力事業、要人招請事業等のメニューを総動員して事に当たっていたとの記憶があります。当時は業界団体もかつお・まぐろ、さけ・ます、底魚トロール、エビトロール、いか釣り、底はえなわ等の漁業種類毎に複数存在していて、危機的状況が拡大しているところであったにしろ、相手国との粘り強い交渉、事業形態の変更や魚種・漁場の転換等種々のチャレンジが実施され、逆にファイテイングスピリットに満ちていた時代であったとも思います。そんな中で、若造の私は事情も良く分からないまま走り回っていた訳ですが、関係者の必死の努力も漁場からの締め出し、入漁料・燃料費等のコストの高騰、他国との競争の激化、魚価の低迷等の遠洋漁業を巡る環境の悪化に抗しきれず、段々と縮小を余儀なくされ、1990年代の半ば頃からは減船、事業の撤退、廃業、団体の解散といった止むに止まれぬ決断を目や耳にすることも多くなりました。

このような状況は未だ払拭されたとは言い難く、この間に多くの漁場が失われ、遠洋漁業の水揚量・金額、漁船隻数の大幅な減少という事態に直面することになりました。同時に、財団の財務も運用収入の減少、補助金の削減等の影響を受け収支の悪化、予算規模の縮小を避け得ない状況となり、内憂外患と言える状況が今日まで続いていると感じております。

しかしながら、自力ではコントロール不能の事態をぼやいていても何の役にも立ちません。現実に、逆境に負けず今もなお世界中の海で魚を追いかける漁業者、漁業会社の皆さまがいらっしゃいます。財団の使命「我が国海外漁場及び漁船の安全操業の確保並びに我が国への水産物の安定的な供給の確保に資すること。」を果たすためには、遠洋漁業を取り巻く環境が変化して行くなか、最前線で健闘されている方々への支援を効果のあるものにするために財団の実施する海外漁業協力事業はどうあるべきなのかとの不断の検証、また、必要な事業を適時・的確に実施できるよう財団自体の体力の涵養も重要と考えています。

日本も人口減少時代に突入しておりますが、１億２千万人以上の国民が存在し全員がご飯を食べる訳ですから、水産物のニーズが無くなることはあり得ません。遠洋漁業は日本人の食生活・文化の維持に不可欠な産業です。止まない雨・明けない夜はないとの精神で、官民挙げて遠洋漁業の反転攻勢を図り、海外漁場、漁船数、水揚量等の増大が何とか実現できないかと考えています。水産庁、業界、関係沿岸国等のステークホルダーと十分な意思疎通を図り、財団の目的を達成できるよう努力してまいる所存ですので、関係の皆様方のご指導・ご支援を心からお願い申し上げます。

2020年度の財団事業について

総務部長　坂田　重登

世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症は、2020年3月にはWHOがパンデミックを宣言し、我が国においては東京オリンピックの開催延期が決定、さらには同年4月8日に緊急事態が宣言されるなど、経済・社会活動に大きな影響を与えています。財団でも感染拡大を防止するため、在宅勤務を主体として事務所で勤務する職員を一時大幅に減らすなどしながら業務に取り組んでいます（2020年4月執筆時）。

海外を相手にする協力事業では、現地に専門家を派遣して直接技術指導を実施したり、我が国へ研修生や要人などを受け入れて教育訓練や交流を深めたりすることなどにより、協力の効果が発揮できるものです。しかしながら、海外への渡航、海外からの来日の制限が続けば、事業の実施に大きな影響が出てくることは避けられません。

また、財団が海外に派遣している専門家の中には、派遣都市でのロックダウンや国際航空便の運航停止により移動が制限され、今でも現地に滞在し業務を継続している者もいます。太平洋島嶼国の中には厳しい渡航制限により未だ感染者が確認されていない国もありますが、小さな島国では医療体制が十分ではなく、ひとたび感染者が発生すると一気に感染が拡大する恐れがあると懸念されます。このため財団としては、現地の日本大使館や関係機関とも情報交換を密にして専門家の安全確保に努めています。

先行きは極めて不透明な状況ではありますが、設立以来40年以上にわたり海外の多くの地域で漁業協力を実施してきた知識と経験を活かし、先方政府関係者と連絡を取りながらできるところから事業を進めており、いつでもフル稼働できる体制をとっています。

このような中でスタートした2020年度ですが、事業計画に関しては、2020年3月に理事会での決議を経て評議員会で承認されましたので、以下その概要をご紹介します。

1．技術協力事業

技術協力事業の予算は下表のとおりで、全体で前年度比約6百万円の減少となりましたが、実施する内容は従来と大きく変わりません。技術協力事業は補助事業、委託事業及び単独事業で構成され、それぞれの事業内容は以下のとおりです。

2020年度技術協力事業予算　（単位：千円）

事業名	2020年度	前年度
（補助事業）		
・海外漁業協力強化推進事業	549,487	540,000
・持続的海洋水産資源利用体制確立事業	258,959	257,592
（委託事業）		
・地域水産物新規流通発掘調査事業	33,042	39,185
・科学オブザーバー調査分析事業	181,931	195,297
（単独事業）		
・要人招請、漁業取極交渉支援他	95,525	92,415
計	1,118,944	1,124,489

（補助事業）

実施に際して国から補助を受ける事業で、その一つが関係国の漁業開発を目的とする「海外漁業協力強化推進事業」です。

この事業は従来大きく4つの事業で構成されていました。その内容は次のとおりです。

①太平洋島諸国やアフリカ諸国など関係国に専門家を派遣して行う製氷機や冷蔵庫、漁船など漁業施設の修理・修復及び技術移転
②沿岸漁業開発や種苗生産など漁業開発プロジェクトを実施するための専門家派遣及び資機材の供与
③漁業や資源管理に関する国際機関に対してアドバイスを行う専門家の派遣
④海外からの研修生受け入れ

これらに加え、今年度は新たに「環境対策技術支援の事業」を追加しました。これは、特に太平洋島諸国の水産関連施設で今なお冷媒として使用され、オゾン層を破壊することが問題となっている特定フロン対策として、環境に配慮した現実的かつ経済的な施設への改善手法について提言をまとめ、代替冷媒への転換を図っていくものです。

もう一つの補助事業は、「持続的海洋水産資源利用体制確立事業」です。この事業では、マグロ類や鯨類等海洋水産資源の持続的利用に係る国際社会の理解を深めるため、専門家を関係国等に派遣し、持続的利用に関する考え方について働きかけ、持続的利用の支持国の維持、拡大を図ります。

2020年度は、11の国と１国際機関に専門家を派遣する予定です。

（委託事業）

国から委託を受け実施する事業で、昨年と同様２つの事業を実施します。

一つは、「地域水産物新規流通発掘調査事業」で、太平洋島諸国を対象として商品開発やマーケティングの路を探ることにより外貨獲得等につながる可能性のある水産物を発掘しようという調査事業です。財団は2018年度からこの事業を受託し、これまでパラオ、マーシャル、パプアニューギニアを対象に調査を実施しました。漁業や加工、流通、販売など様々な分野の有識者で構成される委員会の決定に基づき、対象国における現地調査、台湾、米国などの海外での市場調査、対象国と同様の水産物を取り扱っている日本市場の調査、さらには対象国の水産物をジャパン・インターナショナル・シーフードショーに出展するなど、様々な観点から調査を実施してきました。事業最終年度となる今年度はさらに深堀りした調査を目指しています。

もう一つは、2014年度から実施している「科学オブザーバー調査分析事業」です。かつお・まぐろ類を管理する地域漁業管理機関が決定したオブザーバー乗船に関する措置を履行するため、科学オブザーバーを育成して我が国漁船に乗船させ、必要なデータを収集する事業です。かつお・まぐろ類の主要な漁業国・市場国としての責務を果たすべく、地域漁業管理機関が求める科学オブザーバーの乗船義務を履行できるよう事業を実施いたします。

（単独事業）

財団の独自資金で実施する事業で、我が国漁業者や関係国の要望に即応的に、また、柔軟に対応できるよう、様々な事業を実施する予定です。

事業の主なものは、海外の水産関係の要人による我が国の水産関連施設の視察や関係業界との交流により相互理解を深めるための要人招請、我が国政府や民間団体が相手国政府と行う漁業取極交渉に参加して行う漁業協力の面からの側面的支援、地域漁業管理機関が開催する国際会議開催への我が国関係者の参加にかかる支援、海外で技術指導を行う専門家の確保と育成、関係国の漁業関連法令や開発計画などの情報収集・提供、日本国政府や関係業界の要望を踏まえて専門家を派遣し協力の可能性について調査する協力可能性調査、財団の事業を一般に紹介するため年４回発刊している情報誌「海外漁業協力」の編集などです。

2020年度は、わずかですが前年度を上回る予

算措置を講じました。

2．貸付事業

貸付事業では、我が国の海外漁場確保及び我が国への水産物の安定供給との関連で実施される海外漁業協力事業に必要な資金を融資し、関係沿岸国の漁業振興及び国際的な資源管理並びに我が国への水産物の安定供給に貢献します。

海外漁業を取り巻く環境は依然厳しいものがあります。2019年には、我が国は国際捕鯨委員会から脱退し、また、漁業を成長産業へと導くための我が国漁業法の大幅な改正を伴う漁業改革が官民一体となって進行中であり、水産業界を取り巻く状況は大きく変化しています。このような中、財団としては公益法人としての使命を果すべく引く続き尽力していく所存です。

コロナ禍が一刻も早く沈静化し、我が国の漁業をはじめ、経済・社会活動が正常化することを望んでいます。

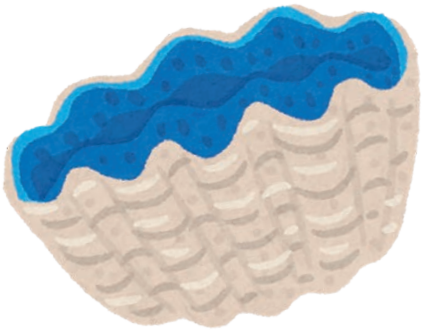

パラオ共和国シャコガイ養殖振興プロジェクト 有識者評価

総務課　岡松　千眞

1．はじめに

財団が実施する各種事業については、外部の有識者（評価委員）で構成される評価委員会により毎年の事業評価を実施している。これは、財団事業の協力効果をできるだけ客観的に判断し、事業の改善を図るために評価結果を事業の運営管理に役立てること、評価結果から導き出された教訓・提言を将来の事業に活用すること、更には、評価情報を広く国民に公開して財団事業の透明性の確保と説明責任を果たすことが目的である。

評価委員会は、必要に応じプロジェクト等を実施した海外の現場において評価調査を実施する。1998年の評価委員会設置以来、計35回、延べ36か国にわたり評価調査を実施してきた。調査結果は、報告書に取りまとめられた後、プロジェクト等を実施する相手国政府にも提供され、評価委員からの提言や教訓は、その後の効果的な事業運営に反映されている。

2019年度は、パラオ共和国（以下「パラオ」という。）において、シャコガイ養殖振興プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を対象に2020年２月に右段掲載の表の日程に従い４日間の現地調査が行われた。調査は、評価委員である東海大学海洋学部の関いずみ教授に実施していただき、筆者を含む財団職員２名、そして、現地でプロジェクトを担当している曽根専門家が同行した。調査では、プロジェクトの主な実施地であるパラオ海洋養殖普及センター（*Palau Mariculture Demonstration Center*、以下「PMDC」という。）、海中養殖場の調査、関係者へのインタビュー等を行ったのでその様子を同行者として紹介する。

表 評価調査日程

日　付	行　動	訪問先等
2月16日	移　　動	成田発 コロール着 （グアム経由）
2月17日	表敬訪問 訪　　問 インタビュー 調　　査	天然資源環境観光省 海洋資源局 JICA 支所 プロジェクトカウンターパート PMDC
2月18日	インタビュー 調　　査	コロール州養殖業者 海中養殖場（コロール州）
2月19日	調　　査	海中養殖場（ガラルド州）
2月20日	表敬訪問 インタビュー	在パラオ日本国大使館 北部漁協
2月21日	移　　動	コロール発 成田着 （グアム経由）

2．プロジェクトの背景

パラオはミクロネシア地域に位置し、大小200以上の島々で構成される。人口は約１.７万人で、太平洋島嶼国の中でもツバル、ナウルに次いで少ない。主な産業は観光や漁業で、魚介類は重要な輸出品目となっている。

パラオが策定した国家開発計画（*National Master Development Plan 2020*）では、国民へのタンパク質の供給増大のため、増養殖及び未利用水産資源の開発、水産物の国内需要への充足とその輸出促進など８項目が目標として設定され、パラオ政府はこれらの基本政策に基づき各種の漁業振興策を実施している。同国はシャコガイ種苗生産に約30年に亘り取り組んでおり、パラオ政府はシャコガイ養殖を産業として育成し発展させることを目指し、財団に対してシャコガイ種苗生産の改善にかかる技術協力プロ

ジェクトの実施を要請した。これを受け財団は、パラオ国内のシャコガイ養殖の振興を目標として本プロジェクトを実施することとした。プロジェクトは2020年度で７年目となり、種苗生産手法の改善、海中育成手法、養殖の振興に関する活動を行っている。

３．天然資源環境観光大臣、海洋資源局長表敬

調査に先立ち、センゲバウ天然資源環境観光大臣及びレメンゲサウ海洋資源局長を表敬した。パラオは我が国のかつお・まぐろ漁船にとって重要な漁場であり、財団はこれまでの協力事業を通して良好な関係を築いてきている。現地調査直前の2020年１月にはセンゲバウ大臣が来日し、沖縄の漁業、市場を調査するとともに財団理事長を表敬していた（本誌P.20に関連記事あり。）。

大臣表敬

パラオでは2020年11月に大統領選挙が行われる予定で、大臣及び局長はこれに伴い省を去る可能性がある。大臣は、今回のような評価調査の重要性を認識しており、自身が退く可能性も考慮に入れ、プロジェクト改善の余地を正しく理解し、適正なスタッフを確保するために、財団が提出予定の評価報告書が、今後PMDCにとって重要になると述べていた。局長は、本プロジェクトを現地に滞在して実施してきた曽根専門家（本誌72、75、84号参照）の助力に感謝しながらも、PMDCで生産される種苗を養殖業者が活用できてこそ本当の成功と言えるとして、さらなるシャコガイ養殖の振興を期待していた。

４．パラオ海洋養殖普及センター

プロジェクト実施サイトのPMDCは、我が国の無償資金協力により改修工事が行われ、2018年 9 月に新施設としてパラオ政府に引き渡された。改修工事のため、2017年５月以降種苗生産を一時中止していたが、2018年９月に再開し、採卵実験や種苗育成などの活動をこの新施設で行っている。

調査時、PMDCの水槽ではヒレジャコ[i]（貝殻にヒレ状の突起がある）、シャゴウ[ii]（外殻の大きさの割に可食部が少ないのが特徴）などが飼育されていた。いくつかの水槽は種苗が出荷された後だったため空いており、次の種苗を入れる準備をしていた。PMDCは施設名のとおり海洋養殖を普及するセンターであり、観光客向けにもシャコガイ養殖の紹介、併設するショップでの貝殻などの関連グッズの販売を計画しているが、こちらは人員不足の関係でなかなか営業ができていない。新施設では、引き渡し後も大小の調整を要する事項が発生し、プロジェクトに携わる曽根専門家は、本来の業務から離れ、これらの調整にもサポート役として対処を余儀なくされていた。

ヒレジャコ

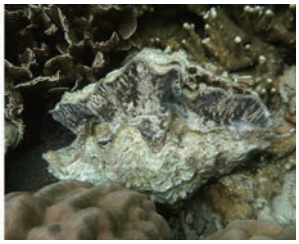

シャゴウ

PMDCでは現在、現地カウンターパートが６名活動している。調査ではこのうち３名及び

i *Tridacna squamosa:* シャコガイ科の二枚貝。奄美大島以南の主に枝サンゴ類の中に生息。ひれ状の突起が特徴的な中型のシャコガイ。肉は食用。

ii *Hippopus hippopus:* シャコガイ科の二枚貝。奄美大島以南の珊瑚礁にすむ。貝殻は菱形で厚く、灰白色に赤褐色の斑点がある。肉は食用。殻は装飾用。

PMDCでたまたまインターンとして研修を行っていた高校生２名に話を聞いた。カウンターパートは海洋資源局（以下「BMR」という。）の職員であり、主にPMDCの業務に従事する。彼らは、曽根専門家の技術指導を受けながら、養殖場候補地の調査、環境やえさの状況調査、シャコガイの植え付け、リーフへの放流の他、PMDCのタンクの清掃、放流用の貝のカウント、大工作業などの施設メンテナンス等も行っている。

カウンターパート他へのインタビュー

カウンターパートからは、シャコガイ養殖の普及について、天然シャコガイが減少しているため放流数や養殖場への供給量を増やし、事業者への養殖物の販売の促進や資源保全活動を行いたいという意見があるなど、シャコガイ養殖に対しては意欲的に取り組んでいるようであった。しかしながら、いずれ現地政府に引き渡されるPMDC運営については、まだ財団からの支援が必要であると述べていた。活動で使用するスキューバ用のタンクの取り扱い資格に関する研修の希望やより多くのスタッフが資格を取得する必要があるという意見があった。

また、適切な人材の確保は重要な課題となっている。前述の大臣表敬でスタッフ確保の重要性は認識されているが、年長者のスタッフ曰く、新しいスタッフは２～３年で辞めることが多い。実際、インタビューをした３名のうち２名はこの１年以内に雇用されたが高齢であり、新施設の引き渡しから１年以上経過しているPMDCでは専属のセンター長も決定していない。その一方、インターン生２名はPMDCに来てから多くのことを学んでおり、シャコガイ養殖に興味を持ったためいずれ養殖を自分で行ってみたいとも語っていた。曽根専門家は、このようなインターンや実習の受入れ等を積極的に行っており、人材確保がなかなか進まないながらも、パラオにおけるシャコガイ養殖の将来を見据えて活動していると感じる。

5. 養殖業者インタビュー・養殖場調査

コロール州で７年前にシャコガイ養殖を始めた養殖業者にインタビューを行い、海中養殖場を調査した。同養殖業者はPMDCからシャコガイの種苗を購入し自身の養殖場で養殖を行っている。シャコガイ養殖以外にフィッシングツアー等を経営しており、主な収入源はこの二つだが、養殖による収入は不安定とのことである。また、シャコガイの流通先として、サイズが小さい観賞用は輸出業者を通じて海外へ輸出しているが、海外のレストランからは、身のサイズが大きい天然物の方が好まれるようである。大きい貝はパラオ国内で流通させるが、流通量は少ない。また、以前からパラオの養殖場で聞かれるシャコガイの盗難については、同養殖業者も憂いていた。特にサイズが小さく値段が高い観賞用は盗まれやすい。盗難は頻繁ではないも

養殖業者へのインタビュー

のの、盗む側は養殖場の場所、市場にとって需要のあるサイズのシャコガイがあることを把握しているという。観賞用を養殖している人にとって盗難による被害の影響は大きい。同養殖業者が所有する海中養殖場を調査したところ、岸から少し離れた場所だが浅瀬にあり、養殖ケージの周りには簡易的な柵が設置されているだけだったため盗むのは難しくないように思われた。

柵で囲まれた海中養殖場

翌日には、レメンゲサウ局長同行の下、ガラルド州の海中養殖場を調査した。曽根専門家によると、この養殖場は同地域の女性グループメンバー10名により運営されている。

パラオは、他のいくつかの島嶼国にも見られるように、伝統的な母系制社会と言われる。土地などは女性が継承し、酋長こそ男性であるがその人選は女性が決定する。

漁業では、女性は伝統的に手釣りや歩いて行ける範囲でのウニ、マングローブクラム、二枚貝の採捕などを行っている。沿岸で漁をするときは、女性は主に筏などを使い、男性は船外機の付いているボートを使う。男女で漁業領域が少し異なり、男女の役割分担について明らかに共通認識があるという。例えば、男性にナマコを捕るか尋ねると、「それは妻の仕事だ」という答えが返ってくるようである。

このガラルド州の養殖場では、PMDCが2015年１月に採卵したシャゴウの種苗を、同年12月に２～３センチのサイズに成長したところで出荷、植え付けした。養殖されているシャゴウは調査当時５才１か月、養殖期間は約４年であり、殻長20～30cmほどでずっしりとした重さだった。この養殖場では、当初、養殖用区画を10分割して各メンバーに割当て、各区画に１,000個ずつ（計10,000個）貝を入れたが、強い季節風の影響で貝が移動してしまい、最初の区割が不明瞭になってしまった。このため、当初設置した養殖場の横に新たな養殖場を設置し、メンバー各２名ずつ（各２名×５区画）が担当する新たな区割りを行った。現在生残しているのは当初植え付けた計10,000個のうち約7,000個で、今後この生残個体をメンバー自身で新たな養殖区画に均等に分けるようである。

また、すぐ近くの養殖場ではPMDCスタッフが種苗の植え付け作業を行っていた。この植え付けは、前述とは別の女性グループが新たに養殖を始めるためのものである。本来、このよ

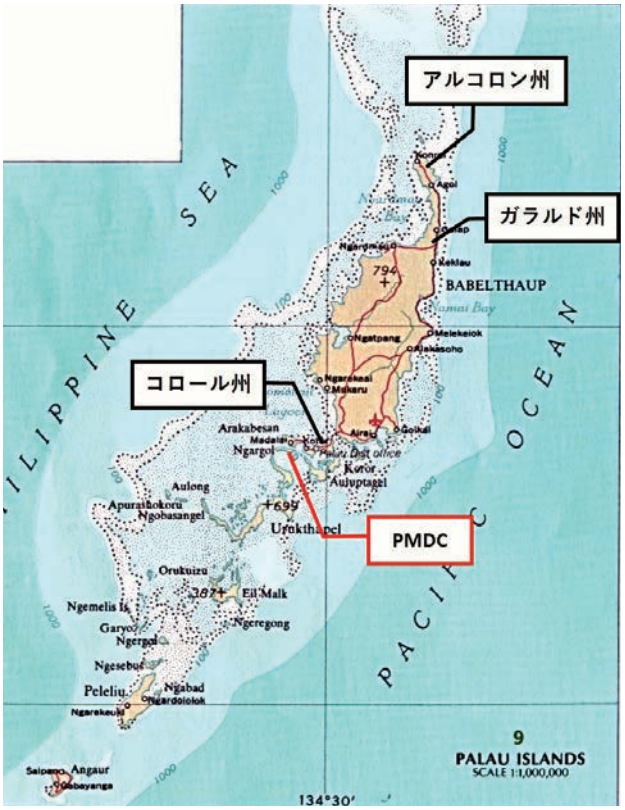

パラオ地図

*University of Texas Libraries(from the U.S. National Atlas 1970)を一部加工。

うな作業は種苗を購入した業者が行うはずだが、現在は曽根専門家やPMDCスタッフによって無償で行われている。

パラオ北部のアルコロン州では新たに女性4名のグループによるシャコガイ養殖プログラムを始めたばかりの北部漁業組合及びEbiil Society[iii]に所属する者（各1名）にインタビューした。このプログラムは北部漁協の組合員がEbiils Societyを通して参加できるもので、インタビューの2日前にパイロット的に開始したばかりだった。シャコガイ養殖新規参入者にはBMRから無償で必要機材が与えられ、BMR技術者のトレーニングを受けた後に養殖を開始する。漁協を通して種苗を購入する場合、Ebiil Societyが種苗購入の一部費用を負担するため各メンバーは20セント/個で購入できる（BMRから購入すると30セント/個）。女性グループは、シャコガイの出荷先としてパラオ国内の市場での販売や観賞用としての出荷だけでなく、資源増殖のため一定サイズに成長した一部の貝を海へ放流することも考えている。また、本プログラムに参加する4名のうち3名は他の職にフルタイムで就労しており養殖業と兼業となるが、みな家族の理解を得ており、ファミリービジネスとしての関心も高いという。

このように、女性グループによるシャコガイ養殖開始の動きなど、アクティブな養殖場が今後増加する可能性もあり、養殖シャコガイの普及が期待される。

北部漁協へのインタビュー

iii 環境保全活動や環境教育を行うNGO。

6．パラオ国内のシャコガイ消費

シャコガイはパラオ人にとって日常的な食料のようである。PMDCスタッフやインターン生は、ココナッツミルクで煮たり、タロイモと一緒に調理したりして食べるという。このような自家消費に加え、観光客向けの需要も拡大している。

プロジェクトの活動には流通先拡大のための取り組みは含まれていない。しかし、タンパク質供給への貢献という観点から、今回の調査ではコロール市内の日本食レストランで提供されるシャコガイの仕入経路について聞き取りを行った。訪れた3店舗のうち2店舗では天然シャコガイを提供しており、養殖シャコガイは身が小さく仕入れ値が高いためほとんど購入しないと話してくれたオーナーがいた。他の1店舗ではコロール州沿岸の養殖場から仕入れた養殖シャコガイを刺身で提供していた。盛り付けの殻はPMDCから供給された養殖シャコガイだろうとの曽根専門家の見立てであった。そもそも養殖シャコガイの国内レストランへの流通はほとんどないのではないかと予想していたため、流通を確認できたのは喜ばしいことである。

7．さいごに

今回の4日間の日程では、コロール州だけでなく、それ以外の州の沿岸域における養殖場の調査、関係者へのインタビュー等を通して、パラオにおけるシャコガイ養殖の現状や問題点を知ることができた。今回の調査で、筆者は初めて実物のシャコガイを見た。これまでも水族館等で見たことはあったのかもしれないが、しっかりと意識して見たのは間違いなく今回が初めてだった。シャコガイを食べるのももちろん初めてだった。刺身やスープでは良い歯ごたえがあり、生殖腺の刺身は牡蠣のような濃厚さで大

変美味であった[iv]。特に生殖腺の刺身はお酒のつまみに合いそうな味でたくさん頂いたが、財団から同行した筆者の上司（酒好き）の口には合わなかったようで、一口食べただけで震え、参加者の笑いを誘っていた。シャコガイ料理以外にも、パラオの街中ではシャコガイの殻が花壇や小物入れなどインテリアなどのように使われている光景も見られ、シャコガイがパラオ人にとって身近な水産物であるとの印象を受けた。大臣や局長の話からも、シャコガイ養殖に対する期待は大きいと感じた。また、曽根専門家からシャコガイやプロジェクト全体の話を伺い、曽根専門家のこれまでのご尽力に感服するとともに、日本とは異なる環境、文化の中でプロジェクトを実施する難しさを感じた。

今回の調査は新型コロナウイルス感染症が世界中で大規模に拡大しつつある２月中旬に実施された。パラオ行きの機内では体調自己申告書の記入、入国時には検温があり時間がかかったものの、無事入国できた。パラオはその時すでに中国本土等からの航空便の受入停止や入国後の行動制限措置を講じていたため、いつもは非常に多いという中国人観光客をほとんど見かけなかった。このような状況の中、また多忙な中、調査を実施していただいた評価委員の関教授、現地で調査のアレンジをしてくださった曽根専門家、大臣を始めとするパラオ政府関係者、大使を始めとする在パラオ日本国大使館の皆様、JICAパラオ支所の皆様及び調査にご協力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げたい。

パラオの碧い海

iv 持続的利用アドバイザーの奥世田専門家が生殖腺のぬめりと臭みを抜く調理法を紹介した。

カーボベルデ共和国
まぐろ漁業混獲魚加工プロジェクト

専門家　鷹尾 保馬

1．はじめに

カーボベルデ共和国（以下「カーボベルデ」という。）において、2019年度水産資源持続的利用プロジェクト（まぐろ漁業で混獲されるサメの食品加工に係る技術協力）を実施したので報告する。

なお、本プロジェクトは2018年度の続編であるが、その詳細については本誌第87号の新井専門家報告をご参照いただきたい。

2．カーボベルデについて

カーボベルデの一般事情については、上述の新井専門家報告を参照いただくとして、2019年度は事前調査に２回の出張を合わせた計３回現地に滞在し、プロジェクトを実施した。

成田からアラブ首長国連邦のドバイまでは空路11時間強、そこから更に別の飛行機に乗り換えて約８時間後にリスボンに到着する。ここで１泊した翌日も４時間余りを機内で過ごし、プロジェクト実施場所であるサンビセンテ島に到着する。同島の年間降水量は約120mmと少雨のため農業に適さず、空港から市街地に向かう車窓から見渡す風景はというと、いたるところに岩肌が剥き出しになっている。その様から地の果てに放り出された錯覚にしばし陥るが、遠くに海と人里が見えてくるにつれ人心地を取り戻すことができた。

カーボベルデは西アフリカのセネガル共和国沖約600kmに位置する18島からなる島国で、そのうち９島が有人島である。旧宗主国ポルトガル共和国の首都リスボンとサンビセンテ島、サンチアゴ島、サル島及びボアビスタ島の４島との間には直行便が就航している。

カーボベルデの全人口約55万人のうち約15万人が首都及びその周辺に住むと言われているが、その首都プライアがあるのがサンチアゴ島で、国の行政機関のほとんどが集中している。

一方、本プロジェクトの実施場所ミンデロはサンビセンテ島にある。同国第二の都市として人口約７万人を擁し、海洋経済面における地域の中心的な役割を担っている。このような地の利を得て海洋経済省が置かれ、2018年４月には海洋経済特区の設置が国会で決議されている。

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言期間中は、国内移動が制限されたためベイガ海洋経済大臣が北部地域における他省庁所管の国の案件を担当した。この時ばかりは大臣の存在感を誇示する絶好の機会となった。

カーボベルデ共和国地図　（外務省HPを加工）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/capeverde/index.html

3．ミンデロについて

ミンデロには国内随一の天然の良港があり、比較的規模の大きな船舶の拠点や中継地となっている。我が国のまぐろ漁船もカーボベルデ排他的経済水域内に毎年入漁し、入港する機会も多い。観光的にも多くの客船が寄港する[i]。

朝方に上陸した乗船客は、夕方の出発までの間、トレッキングや日光浴などを楽しむ。大型クルーズ船が寄港すると街中が観光客で賑わい、あたかもヨーロッパの片田舎にいるかのような様相を呈する。面積227km^{2}のサンビセンテ島は1時間弱もあれば自動車で内周道路を一周することができる。

本プロジェクトの実施場所であるサラマンサ漁村はミンデロの中心部から10km程の距離にあり、途中標高200m程の丘を越えてたどり着く。村の人口は3,000人程で漁業組合の構成員は125人となっている[ii]。

ミンデロ遠景

サラマンサ漁村遠景

i 空路ではサル、ボアビスタ両島の人気が高い。欧州からチャーター便が発着し、多くのバカンス客で賑わう。

4．2018年度プロジェクトの概略

プロジェクト初年度（2018年度）は、魚肉ハンバーグの製造を目的とし、サラマンサ漁業組合の敷地内に加工実験室を建設し、バンドソー、電動挽肉機、成型機、冷凍庫などの資機材を設置した[iii]。

加工実験室の整備後は食品加工実習を通じた技術指導を行った[iv]。受講者自ら調理を行い、市街地及び漁村内での魚肉ハンバーグの試食会も開催した。ベイガ海洋経済次官（当時）が企画した試食会には大臣をはじめ局長などの同省幹部、ホテル、レストラン、スーパーチェーン等の関係者及び市民約2,000人が参加し、好評を博した。

5．2019年度のプロジェクト活動

プロジェクトの二年度目（2019年度）は、加工製品の販売を視野に入れ活動を行った。水産加工が専門の新井専門家が前年度に引き続きプロジェクトを総括し、筆者がコーディネーター業務を担当した。

（1）試食会の開催

2019年10月にサラマンサ漁民組合の食品加工室で、漁村住民を対象に魚肉ハンバーグの試食会を開催、レタス、トマト入りハンバーガーを400個試作、約700名が試食し、高い評価が得られた。

また、2020年2月の「漁業者の日」に同組合で記念イベントが開催され、海洋経済局長及びサンビセンテ島内3漁業組合の幹部約50名が参

ii サラマンサ漁業組合の組合員の内訳は漁師83人、魚販売者42人（主に女性）となっている（2020年6月現在）。

iii サラマンサ漁業組合の敷地内には、太陽光発電システムによる製氷施設が整備されている。

iv 食品加工実習は計3回（3～5日間/回）実施し、12人が参加した。

加した。その場でも試食会を開いて参加者に試食品としてハンバーガーを提供し、好評を得た。

試食会

漁業者の日イベント

（2）海洋博覧会（*Expomar*）への出展

海洋産業振興のための学術文化週間（*Ocean Week*）中の 3日間、海洋博覧会（*Expomar*）が市内で開催された[v]。東京のお台場で開催されているインターナショナル・シーフードショーとは異なり、官民30社余りが出展する小規模な催しであるが、それなりに活気を呈し、有意義であった。サラマンサ漁業組合も出展し、他のブースにはない試食が注目を集め、知名度を上げることに成功した[vi]。

漁業組合の出展ブース

来賓のフォンセカ大統領も海洋経済大臣と次官の案内でブースを訪れ、魚肉ハンバーグを試食された。

試食するフォンセカ大統領

（3）販売許可の取得

2018年度は加工食品の製造許可を得るのに多くの時間を要した[vii]。そのため今回の販売許可の取得にも長期戦になることが予想された。

販売許可を所管するミンデロ市役所の動きが鈍く、また、サラマンサ漁業組合が「協同組合」、「企業」として登記されていないことも遅れの原因となった。いくつかのルートを通じた折衝でも進展がみられなかったが、カウンターパートによる関係先への熱意ある働きかけが功を奏し2019年 11月末に許可証が発給されたことは幸運であった。

Expomarの会場でも「魚肉ハンバーグはど

v 2019年11月25～27日。本稿において海洋産業とは、海を守りながら経済や社会全体を持続的に発展させることを前提とした海洋産業（ブルーエコノミー）の意味。

vi Expomarでは約2,000人に魚肉ハンバーグを提供した。

vii 製造許可を得るには、海洋経済省品質検査保証部による衛生検査に合格する必要がある。

こで買い求めることができるのか」といった問い合わせを多数受けた。残念ながら開催期間中に販売許可が下りず、大統領の前でも「まだ一般販売はできません」と答えるしかなく、悔しい思いをした[viii]。

（4）販売状況

①初めての販売

2019年12月、国連食糧農業機関（FAO）カーボベルデ事務所の職員５名がサラマンサ漁業組合を訪れた。

マグロ冷凍ミンチ製造を見学し、プロジェクト活動を高く評価した。その際にハンバーグ60個を販売し、4,200エスクード（約4,800円）の売り上げを得た。

②一般販売の実績

（サラマンサ漁村内）

サラマンサ漁村内の４つの商店に300個程の魚肉ハンバーグを販売した（2020年２月末までの実績）。

（スーパーマーケット）

ミンデロでチェーン展開している２大スーパーマーケット計８店舗に500個の魚肉ハンバーグを卸し、約43,000円の売上げを記録した（2020年２月末までの実績）。

スーパーマーケットチェーン

販売促進のため「我々の土地の製品」と書いた商品ポスターを貼り出してくれた店舗があり、応援してくれている地元企業を頼もしく思った。また、陳列されている値札付きのプロジェクト製品を見た時には感無量であった。

③販売促進活動

プロジェクトでは効果的な販売促進戦略の策定に取り組んだ。

海洋経済省傘下の海洋研究所（*Instituto do Mar I.P.*、以下「IMar」という。）の研究員の協力を得て、情報収集のためPro Empresa[ix]事務所を訪問したり、マーケティング専攻の大学生[x]と議論したりもした。

販促物の作成にあたっては、組合員のアイデアを反映させた商品ロゴ、ポスター、パンフレットを完成させることができた。

ポスター

viii 2019年11月末に発給された販売許可は、2020年３月に更新し、期間延長され現在に至る。

ix 商工エネルギー省傘下のプロジェクトで、民間セクターの振興及び起業支援に関連した活動を行っている。

x 海洋経済省のインターン生。

④営業活動

組合職員がポスター、パンフレット等の販促物を携え、地元のホテルやレストラン等大口の顧客を巡り、商品の売込みを行った。残念ながらプロジェクト期間中に商談成立には至らなかったが、関心を示す顧客が複数あり、今後の展開に期待が持てた。

（5）手動式採肉機他の製作

魚肉ハンバーグの製造過程に魚肉を挽肉にする工程がある。フィレから骨、皮、スジを分離し、魚肉を抽出する機械があると作業が簡便である。

業務用の電動式採肉機は高価（300万円以上）であり、また、プロジェクトではそこまでの処理能力は不要である。さっそく新井専門家と現地の鉄工所が共同で手動式の採肉機を設計し、20万円程度でステンレス製採肉機を調達することができた。不具合が発生してもアフターケアは万全である。

手動式採肉機

その他にも電動の魚肉ハンバーグ成型機が故障した際のリスク回避として、プラスチック製まな板にハンバーグと同型の穴を開けた板を３枚製作した。

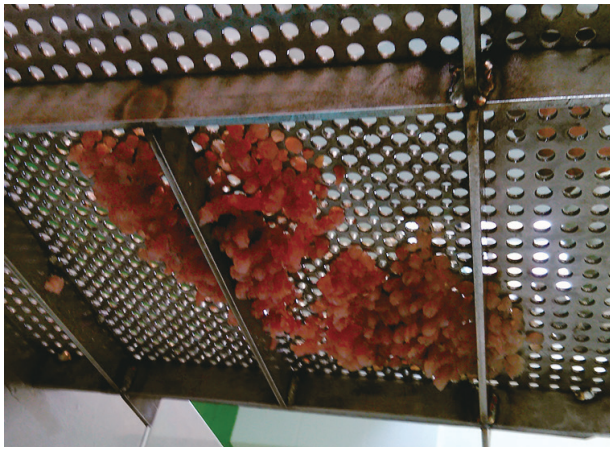

骨から分離された魚肉

（6）原料の確保等

2019年11月に我が国のまぐろ漁船の協力を得て2,000kg余りのサメ肉を入手した。ミンデロ港で水揚げされたサメ肉は、港にあるスペイン企業の冷凍庫に保管していただいた。また、同企業からは冷凍アミモンガラ[xi]約１トンの提供を受けることができた。これらの原料は今後必要に応じ、IMarの公用車でサラマンサ漁業組合まで運搬される。

サメの水揚げ

原料の確保に合わせ、商品開発の一環として、味覚試験実施に係る技術指導を行った。マグロ、サメ、アミモンガラそれぞれの配合比率を変えた数種類の魚肉ハンバーグの用意を加工作業員に指示し、味覚について調査した。魚肉ハンバーグ一個あたりのマグロ配合率を70～75％と

xi モンガラカワハギ科の魚。

し、残りをサメ及びアミモンガラとした試食品が好評であった。

この配合率を採用した場合、一個あたりにサメ肉を15%添加するとして、2,000kgのサメ肉を約13万個のハンバーグに割り当てることができる。ただし、継続的なサメ肉調達は確約されておらず、不透明である。地元の魚を主要原料として、それに無理なく入手できる安全な食材をどのような配合で添加し、食品製造の継続性を確保するかが当面の課題である。

提供を受けたアミモンガラ

6．ミンデロのカーニバル

2020年２月下旬、３日間にわたるカーニバルがミンデロで開催された。５組のチームが結成され、１か月以上前から準備が続けられた。

チーム毎に大きな山車が数台用意され、サンバの演奏、歌、踊りの練習が毎晩続いた。周辺住民を巻き込んで行われる一般公開の練習は既にノリノリのリズムで興奮冷めやらぬ状態である。通りに面した家屋の２階に目を遣ると、身内の者が集まり、全開の窓にはビール瓶を片手に楽し気に練習を眺める多くの姿があった。

この時期になると、パレードを観るのに最適な市内中心部の道路の両脇にベンチが階段状に設置される。その座席を確保するためにチケットの争奪戦が繰り広げられる[xii]。

当日は以前テレビで見たブラジルのリオかサンパウロのカーニバルと同様、太鼓を叩くおじさんたちが列をなして行進し、羽飾りを背中につけたおねえさんたちは右へ左へとリズムにのって踊り回る。そのなかを電飾が点いたド派手な山車が列をなし、ゆっくりと進んでいく様は壮観であった。

カーニバル

7．新型コロナウイルス感染症の影

プロジェクトを終え離任した2020年の３月初めには、帰路の経由地リスボンではまだ新型コロナウイルス感染症は蔓延しておらず、紙一重の差で帰国することができた。その約３週間後にはカーボベルデでも感染が確認され、1,500人近くの感染者を記録している（2020年７月６日現在）。

人口1,400万人の東京都での同時期の感染者数約6,700人と比較すると、人口約55万人のカーボベルデでこの数というのはなかなか恐ろしい。ただし、島ごとに感染者数にバラつきがあり、首都プライアがあるサンチアゴ島の感染者数が1,100人程と多いのに対し、サンビセンテ島は10人余りと少ない。とはいえ一度感染に火が点くと病禍は爆発的に拡大する。油断は禁物である。

カーボベルデ政府は2020年３月末に緊急事態宣言を発令し、海外からの入国と島間の交通を遮断した。新聞でロックダウン中のミンデロ中心部の写真を見たが、カーニバルであれ程活況

xii チケット売上げは、市役所の貴重な収入源となる。

があった場所に人影が全くない。異様であった。その後経済活動再開のため緊急事態宣言は解除され、航空便の便数も回復しつつある。しかしながら、観光客が戻ってくるまでにはしばらく時間を要するであろう。

本プロジェクトで開発した魚肉ハンバーグの生産も停止を余儀なくされた。生産と販売の復活にも時間を要するであろう。サラマンサ漁業組合員が行うマグロ漁も打撃を被っているはず。簡単な話ではないが、以前の賑わいが早く戻り、漁業関係者の家計も以前の状況に戻り、魚肉ハンバーグの生産･販売が持続的かつ発展的に進められることを心より願う。

8．さいごに

本プロジェクトの終了にあたり、これまでに多大な協力をいただいたIMarの部長は我々に「プロジェクトは大成功のうちに終了した。得られた成果が持続するか否かはサラマンサ漁業組合の努力次第であるが、そのために我々としても最大限の支援を約束する。」と述べた。非常に心強い言葉であった。

サラマンサ漁業組合のエルデル代表をはじめ組合員の方々の今後の奮闘により、是非魚肉ハンバーグを島の名産にしてもらいたいと思う。

漁業組合をはじめ海洋経済省、IMar、日本かつお･まぐろ漁業協同組合の現地代理店などの関係機関は非常に協力的で、様々な活動を後押ししていただいた。長年にわたり財団が同国の関係機関と強い友好関係を構築し、最近では新井、北之園両専門家により信頼が堅持されてきたからだと思う。同国を担当するリスボン在住の川口持続的利用アドバイザーにもご支援をいただいた。この場を借りて、お礼申し上げたい。

漁村そして加工実験室に再び活気が戻り、皆の笑顔が見られますように！

食品加工室のスタッフ

要人招請 パラオ共和国大臣 沖縄視察

交流促進課　西村 直樹

2020年１月14日～21日の日程で、パラオ共和国（以下「パラオ」という。）のウミー・センゲバウ天然資源・環境・観光大臣（以下「センゲバウ大臣」という。）を含むパラオ視察団が来日した。本記事において沖縄視察時の様子を一部ご紹介するが、まずは視察に至る背景を説明する。

１．パラオ大臣の沖縄視察の背景

宮古島の漁民が鰹節の原料供給のためパラオを基地としたかつお漁を行ってきたことがきっかけとなり、パラオでのまぐろはえ縄漁業が1975年頃から始まった。

一方、1970年代後半からは多数の沿岸国が200海里排他的経済水域（以下「EEZ」という。）を宣言し始め、1979年にはパラオと我が国のかつお・まぐろ漁業団体の間でも民間協定を締結するに至った。

しかし2015年、パラオは、自国EEZの80%を漁業を含む全ての開発行為を禁止する海洋保護区とし、EEZの東側に設定された残りの20%についても原則自国漁業のみ操業可能な水域（*Domestic Fishing Zone*、以下「DFZ」という。）とするパラオ国家海洋保護区法（*Palau National Marine Sanctuary Act.*、以下「PNMS法」という。）を制定し、2020年から完全実施することとなった。海洋保護区で資源回復をはかりDFZに滲み出した余剰資源により漁業活動を行うとともに、ダイビング、スポーツフィッシング等観光収入へ比重をシフトするというのが大まかな考えであるが、沖縄はえ縄船を含む我が国漁船はパラオEEZ内の操業継続の危機に直面することとなったのである。

その後2019年６月には、パラオは法の趣旨を保ったまま、水深の深いまぐろ漁場水域への自国漁業者のアクセスを可能とすること、自国漁業者が海洋保護区を通過せずに公海にアクセスできること等を目的として、DFZの位置の変更等のPNMS法の改正を行った。また、禁止されていた国外へのはえ縄漁獲物の輸出が可能となった。さらに、二国間協議においてパラオの食料の安全保障に向けた日本側の支援が考慮された結果、沖縄のはえ縄漁業者のDFZにおける操業も可能となるとともに、パラオ内での水揚げ義務も免除されることとなった。

パラオは食料安全保障が国家の高い関心事項となっており、今後我が国漁船のパラオDFZ内での操業継続にあっては、引き続きこれに貢献するような協力が求められることが予想される。

２．パラオ大臣の沖縄視察

（１）滞在スケジュール等

今般の沖縄視察は、自国に食料を安定的に供給する方法に関する手掛かりを見つけたいというパラオ側の要望に応えるため、水産関係団体が中心となり計画されたものであった。

視察メンバーはセンゲバウ大臣を筆頭に、カナイまぐろプロジェクトマネージャーの他、パラオの漁業者も含まれていた。

パラオ側メンバー及び大まかなスケジュールは次のとおりである。

（要人招請対象者）
ウミー・センゲバウ天然資源環境観光大臣
ベラ・カナイ天然資源環境観光省
まぐろプロジェクトマネージャー

（随行者）
ジェリー・ナベヤマまぐろプロジェクトコーディネーター
オカダ・テイトン パラオ沖合漁業者協会[i] 会長
（元パラオ通商貿易省大臣）
アドルフ・デメイ パラオ沖合漁業者協会事務局員
テミー・シュムル パラオ沖合漁業者協会会員
ジェイ・オカダ パラオ沖合漁業者協会会員

（スケジュール）

日 程	内　　容	滞在地
1月14日	沖縄県主催パラオ天然資源環境観光大臣歓迎レセプション	那　覇
1月15日	泊漁港視察、 玉城デニー沖縄県知事表敬訪問 恩納村漁協視察	那　覇
1月16日	一本釣り漁業体験 伊良部漁協カツオ漁 (FADs) 座学	宮古島
1月17日	八重山漁協視察 中山義隆 石垣市長表敬訪問 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所視察 西海区水産研究所亜熱帯研究センター視察	石垣島
1月18日	エビ養殖会社視察 八重山漁協海ブドウ生産部会養殖場視察 登野城地区魚類養殖場視察	竹富島 石垣島
1月19日	移動日（東京へ）	

2020年１月14日から19日の日程で那覇、宮古島、石垣島及び竹富島の視察並びに沖縄県知事らへの表敬を行った。また、その後も１月21日に離日するまでの間、東京にて豊洲市場視察、財団理事長表敬[ii]及び水産庁長官表敬を行うという極めてハードなスケジュールであった。

以下にいくつか具体的な視察内容を紹介したい。

i 当時はまだ正式な機関ではなかったが、現在は“*Belau Offshore Fishers Inc.*”として正式に設立。

ii 2020年１月20日の財団竹中理事長表敬時の集合写真は、本誌90号P.26に掲載。

（２）那覇市泊漁港視察（１月 15 日）

那覇市泊漁港ではメバチ、ソデイカ等のセリの様子を視察した。パラオ大臣の来訪に関して山内那覇漁協組合長から事前にアナウンスされていたため、セリの様子もくまなく視察できた。

パラオ側の質問・山内那覇漁協組合長の回答は以下のとおり。

なお、パラオ側からは一般的な質問に加え、売れ残りが出た場合の対処法など、自国に水産市場を作った場合を想定しているような質問もあった。

Q．泊漁港での一日の水揚げ量はどの程度か。
A．20 ～ 30 トン/日。水揚げがない日、少ない日があることがわかっていれば、漁業者は全量水揚げせず翌日に持ち越すなどの対応をとることもある。

Q．セリの参加者は飲食店等から注文を受けてからセリに来ているのか。
A．多くはそうだと思う。正月やお盆などのために競りで落としたものをストックしておくこともある。市場にも保存のための冷凍設備がある。

泊漁港（メバチのセリ）

Q．セリで売れ残ることはあるか。

A．めったにないが、もしも売れ残った場合には漁業者に返却し、漁業者は自分たちで消費することとなる。

（3）玉城デニー沖縄県知事表敬（1 月 15 日）

センゲバウ大臣から、日本、特に沖縄と自国との関係の深さは特別なものであり、沖縄県が提案するパラオとの協力に係る覚書締結は両国関係を一層深めるための良い方策であるとの発言があった。

それに対し、玉城知事からは、今回の沖縄訪問から多くの情報を得て自国に活かしてほしいこと、沖縄も自然環境保全に大きな関心を持っており、パラオに学ぶことがあるなど互恵的な関係を目指している旨の発言があった。

後日行われた中山石垣市長表敬においても、「パラオと沖縄の特別な関係」というセンゲバウ大臣の発言を繰り返し耳にした。沖縄の地元メディアも県民のパラオに対する思いは同様であることを報じた。

玉城沖縄県知事表敬の様子

（4）恩納村漁協もずく、海ぶどう養殖施設視察（1 月 15 日）

長浜恩納村長、金城恩納村漁協組合長らの出迎えを受け、漁協の担当者からサンゴ、貝類（シャコガイ、マガキガイ他）やワモンダコを例とした資源管理への取り組みについて説明を受けた後、もずく、海ぶどうの養殖施設を視察した。

サンゴの再生については、海底に足場を作りサンゴの高さをあげることで潮の流れがある環境を維持し、泥がたまって埋まる心配がなくなり、また、海底で反射される日光もサンゴに当たり光合成が盛んになることからサンゴの成長が促進されるとのことである。恩納村の海域では、この方法により約 3 万本のサンゴが植え付けられ、ほぼ100％生残している。温暖化の問題がある中で、この方法によりサンゴの親を保護し、産卵させ、恩納村海域のサンゴを再生させていくことが狙いであるとのことであった。

この他、もずく・海ぶどうの養殖、地元のこどもたちへの環境教育などについても説明を受け、パラオ側メンバーは漁協という組織の果たす役割や可能性について知見を深めることができた様子であった。しかしながら、漁協が用意した海ぶどうの試食が一番盛り上がった場面であったことは間違いない。

（5）伊良部漁協所属一本釣り船の乗船体験及びパヤオ関連講義（1 月 16 日）

まず、伊良部沖合15マイル程度の距離に設置されたパヤオ（集魚装置）での一本釣り操業体験を行った。風が強く最大 5 m程度海面の高低差が生じる中での体験となったが、日本人メンバーが船酔いに苦しむ中、パラオ人メンバーだけが元気に体験を楽しんでいた。

その後、伊良波船長によるパヤオ関連講義が行われた。主な内容は以下のとおり。

ア　フィジーでは距岸 200m～300m にパヤオを設置したが、魚が島についてしまいパヤオにつかなかった。一般に、パラオ、フィジー、ソロモンなどの島嶼国は島自体がパヤオのようなものであり、パヤオを島の近くに設置してもカツオは島についてしまうため、パヤオ

の集魚効果は弱まる。

イ　パラオでは（伊良部と同様に）イワシのようなエサを調達できる場所[iii]があるため、一本釣り漁業の操業にあたってはアドバンテージになる。

ウ　したがって環境は悪くなく、沖縄県から技術を持っている者を派遣して技術移転することも意義がある。ただし自分達で取り扱える船の規模についてはよく考えるべき。

エ　パヤオの錨はあまり重いと設置場所まで運ぶのに大型の船が必要になる。パラオではそのような船を準備することは難しいであろう。パラオにはドラム缶の中にコンクリートをつめ錨として用いる簡易な方法が適しているのではないか。なお、フィジーでは砂袋を使っている。

また、伊良波船長の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

Q．パヤオ設置で水深の限界はあるか。
A．伊良部では深いところで1,000～1,500m程度。（沖縄県内で）最も深いところで3,000m程度。

Q．パラオではパヤオの破損・流失が問題となっている。何か対応策はないか。また水深によりパヤオの強度を変えるべきか。
A．流失を防ぐために最も大事なことは海底の平らなところに錨を設置すること。平らな場所は必ず見つかる。パヤオは構造上、潮が速いと沈んでいくため、浮子を増やすと良い。長期間利用できるかは材料の素材（良質であるか否か）による。また、特に摩擦が激しく起こる部分の浮子については、年に２、３回の頻度で定期的に交換するとよい。我が国のパヤオは定期的なメンテナンスにより、長ければ９年程度はもつ。このメンテナンスを怠れば半年と持たないのは当然である。パラオでは台風も少ないのでイレギュラーな事態で切れることも少ないであろう。いずれにせよパラオで成功させる秘訣としては、パラオ政府主導でパヤオの管理を行うのではなく、実際に操業を行う漁業者が主体的に管理を行うことである。

このように、簡単には解決策が見つからないような非常に難しい事項がある一方で、パヤオの破損を防ぐ方法など具体的なアドバイスを受けることができて、パラオ側メンバーは非常に有意義な時間であったとの感想を述べていた。

（６）八重山漁協視察（１月１７日）

八重山漁協においては伊良部専務の対応により、漁協の活動について説明を受けた。ナミハタ、イソフエフキなどの水産資源を守る目的で４月～６月の間（一部周年）、産卵保護区を数か所にわけて設定する等の取り組みの説明を受けるとともに、市場でセリを見学した。那覇の泊漁港で視察したセリでは、セリの参加者が手元の小型ホワイトボードで価格を提示する方法であったが、ここ八重山では発声のみであり、セリの方法も様々であることを認識した様子であった。

続いて漁協所有の水産加工場を見学した。主に漁協が養殖しているヤイトハタやモズクの加工を行っているが、ウロコ取り専用の部屋はウロコが散って掃除が大変にならないよう意図的に狭く作るなどの創意工夫がされて

iii パラオ側から「その場所はおそらくロックアイランド(コロール島の南西一帯）のはず」との発言があった。

おり、パラオ側メンバーは感心した様子であった。

八重山漁協所有の加工場にて

パラオ沖合漁業者協会のメンバーは今回の視察スケジュールの中でも、この水産加工場に最も強い関心を寄せている様子であった。これはパラオが自らの漁獲物を加工する水産施設の設置に関心を持っていることの表れであると感じた。

（7）西海区水産研究所亜熱帯研究センター視察（1月17日）

小磯センター長に迎えられ、センターの活動について説明を受けた。同センターは、亜熱帯・熱帯特有の水産資源に対応した資源管理方策を提案、実施して効果の検証を行っている。また水産有用生物の生育場として重要なサンゴ礁・藻場等の維持・形成機構の解明、さらに亜熱帯海域に生息する付加価値の高い水産資源、特に魚類を中心とした資源の増養殖に関する研究も行っている。

センターの組織は沿岸資源生態グループと生産技術グループで構成されており、八重山諸島周辺沿岸域に分布する重要な水産資源を適切に維持管理するための研究、低次から高次に到る生物群集の生態特性の解明及び水産有用種の生息環境保全の研究を行う他スジアラ、ニホンウナギ、ノコギリガザミ類などの親魚養成、種苗生産及び養殖手法に関する研究を行っている。

パラオ側メンバーは、魚体の赤色が鮮明な程商品価値が上がるスジアラに関し、天然色素であるアスタキサンチンを与えて短期間で魚体を赤く発色させるという説明に驚きの表情を見せ、感心した様子であった。

3．さいごに

今回の視察スケジュールは非常に過密なものであった。特に、漁協の視察、一本釣り体験などでは夜明け前にホテルを出発し、日によってはレセプションが開催され、夜までの公式行事となることもあった。しかしながら、パラオ側メンバーに疲れた様子は見受けられず、視察先でも活発に質問していた。この沖縄視察を通じ、パラオ側メンバーが自国漁業の振興に関するヒントを得て、持ち帰ろうとする姿勢が印象的であった。

PNMS法及び関連規則をとおして、資源の保護を進めるとともに漁業収入・観光収入を増やすという舵取りを行ったパラオであるが、この影響については自国内で慎重に検討しているところであり、今後の状況をしっかりと見守っていく必要がある。

これまでに財団がつくり上げてきたパラオとの良好な関係を維持するとともに、今後とも、政府、沖縄県、業界及び財団等の関係機関が連携し、入漁の継続に向けて対応していくことが

赤く発色したスジアラ

不可欠である。

今回のセンゲバウ大臣の沖縄視察及び東京訪問では、財団理事長他の表敬先において、我が国の長年にわたる協力に対し感謝の気持ちを述べるとともに、沖縄との深い関係を強調した上で、沖縄漁業者の操業継続に努力し、同漁業者からの要請についても最大限配慮したい旨を繰り返し述べた。

これからもパラオとの良好な関係が継続し、漁業分野において我が国と互恵的な関係が維持・発展していくことを期待している。

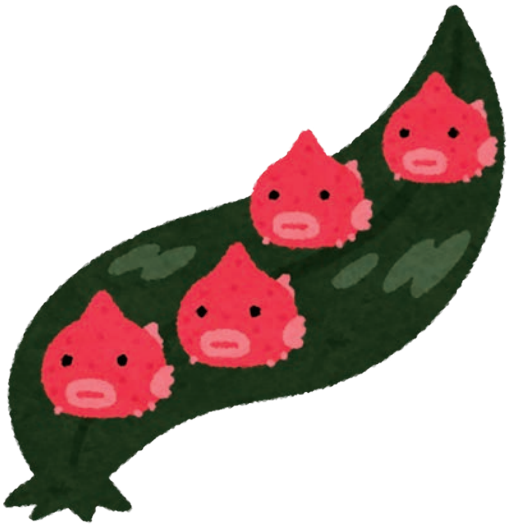

FFA-OFCF初の電子会議開催

財団専門家　川本　太郎

1．はじめに

筆者は2018年５月からソロモン諸島の首都ホニアラに本部を置くフォーラム漁業機関（*Pacific Islands Forum Fisheries Agency*、以下「FFA」という。）にまぐろ産業アドバイザー兼プロモーションファンド（以下「JPF」という。）マネージャーとして財団から派遣されている。FFAはオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋島嶼国により1979年に設立された地域国際機関で、中西部太平洋のまぐろ資源の持続的利用の実現、島嶼国の収入拡大、雇用促進、まぐろ産業振興、IUU漁業[i]の抑止等に取り組んでいる。

筆者のソロモン赴任から早丸２年が過ぎたが、2019年末から世界的問題となっている新型コロナウイルス感染症の拡散防止の一環として、毎年２月にホニアラで開催されているJPF合同委員会を初めて電子会議で実施した。本稿では現在では当たり前に行われるようになったZoomやGoogle Meetを利用した電子会議について、2020年２月の合同委員会に要した準備や課題についてまとめた。

JPFは2008年にFFAと財団との間で設立された支援スキームの一つでFFA事務局及びその加盟国職員を対象とした人材育成、国際会議参加支援並びに海洋境界線の確定、世界のまぐろ市場に関する情報提供、貿易促進及び地域漁業開発プロジェクト等が行われている。2008年の設立から現在まで継続的にFFAの活動を支援

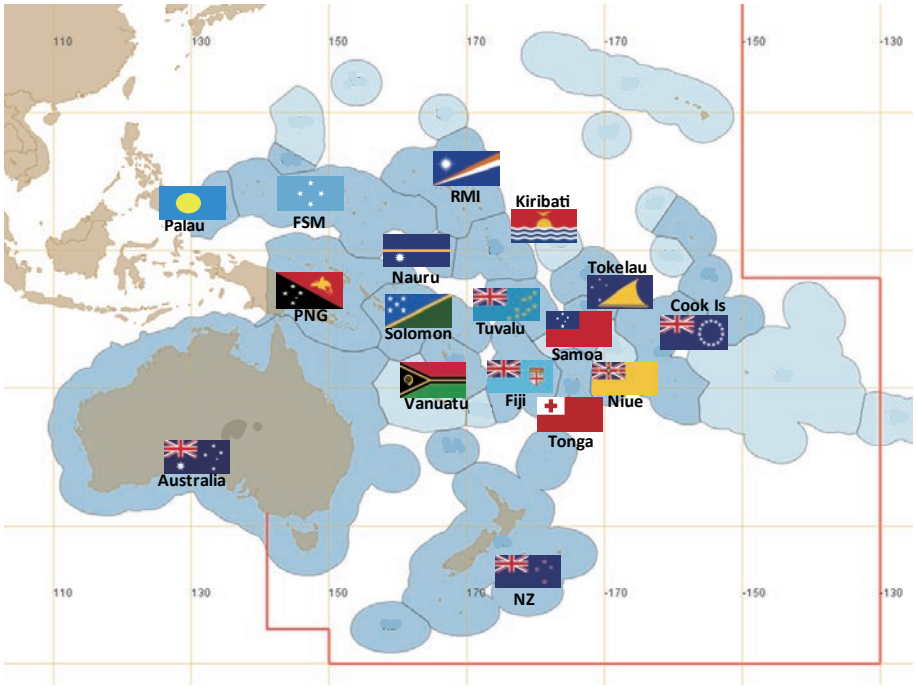

FFA加盟17か国　　FFA HP（*https://www.ffa.int/members*）を一部加工。

i Illegal, Unreported and Unregulated Fishing: 違法・無報告・無規制漁業。

している。合同委員会はJPFガバナンスの柱の一つで、毎年２月にFFAと財団の幹部が一同に会し、活動実績及び次年度予算案等について協議し、意思決定を行っている。民間会社で言えば「取締役会」の様な機能を果たしているといえる。JPF合同委員会の決定事項は協議議事録とともに*Forum Fisheries Committee*[ii]（以下「FFC」という。）に諮られ承認を受けることとなっている。このように合同委員会はFFAの重要な意思決定の機会の一つであるため、2008年の設立以来一貫してFFA及び財団幹部並びに複数のFFAメンバー国代表による対面協議が行われてきた。

２．電子会議開催に至る経緯

ソロモンを始めとする太平洋島嶼国は医療体制が脆弱であるため、一度新型コロナウイルス感染症のような重大疾病が国内に蔓延すれば、先進国とは比較にならない程深刻な事態に陥りかねない状況にある。そのため多くのFFAメンバー国は、同感染症の侵入を水際で抑えることを目的として、2020年１月下旬から相次いで渡航制限を導入した。FFA事務局もこのような加盟国の意向を尊重し、スタッフの不要不急な国外出張を自粛するとともに2020年２月に開催予定の国際会議を電子会議に変更し、又は延期する措置を講じた。

奇しくも2019年12月にオーストラリアの援助でソロモンに海底ケーブルが接続され、FFAのネット回線速度が大幅に改善された[iii]こともあり、2020年２月19日～21日にFFA本部で開催予定であった第13回JPF合同委員会が電子会議に変更されることとなった。

３．解決すべき課題

地理的に離れた17の国･地域で構成されているFFAは、地域連携を活動の重要課題に位置づけているため世界銀行、アジア開発銀行、NGO等のドナーをはじめ、太平洋共同体事務局（SPC）[iv]、ナウル協定加盟国（PNA）[v]、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）[vi]等の地域国際機関と頻繁に意見調整や情報交換を行う必要がある。そのため事務局と加盟国間や上記関係機関との連絡に10年程前からSkypeをはじめとする電子会議ツールが活用されている。しかしながらこれらを使った情報交換はスタッフ間の連絡が主で、今回実施した合同委員会のような異なる組織間の正式会合が電子的に行われることはなかった。しかしFFAのIT部門ではソロモンへの海底ケーブル接続を機に、2020年１月から電子会議システムの導入を進め、既に高性能ウェブカメラ及び電子会議用スピーカーの調達並びにZoomの業務用アカウントの取得など一定の準備を進めていた。

一方、日本側でもSkype、Line、WhatsApp、Messenger等の多くの電子会議ツールが普及しているものの、これらはFFA同様個人間の情報交換に使われることが大半であり、業務への活用も限定的であった。

このように電子会議の開催準備の段階において、FFA側が多少進んでいたものの、双方ともにこれまで正式な会議を電子的に実施した前例がなかったため、ウェブカメラ、会議用スピーカー、プロジェクター等の機器の設定や机の配置、協議の進め方等技術的に解決すべき課題が多く、電子会議に対する全体のイメージも殆ど統一されていない状況であった。

ii Forum Fisheries Committee, FFC: FFAのメンバー国代表で構成される。FFAの意思決定機関。

iii 20Mbpsから40Mbps（ダウンロード時）へスピードアップした。

iv Secretariat of the Pacific Community, SPC: 1992年２月６日に南太平洋委員会を発展的に拡大した、太平洋島嶼国を中心とする地域協力機構。

v Parties to the Nauru Agreement, PNA: 排他的経済水域とその隣接する公海におけるまぐろ類の漁業に関する協定（ナウル協定）に加盟する８か国の共同体。

vi Western and Central Pacific Commission, WCPFC.

4．対応策

合同委員会２週間前になってもFFA、財団ともに十分な準備ができていなかったので、期日までに電子会議の準備を整えるために次のとおり対応した。

（１）FFAが調達済みのウェブカメラ、電子会議用スピーカー等のメーカー名、型式を元にカタログと見積りを入手し、同様の機材の調達を依頼した（FFAでは日本製を採用している。）。

（２）今回の合同委員会はソロモン、ミクロネシア、バヌアツ、ツバル、トンガ及び日本の６か国を電子的に繋いで行う計画であり、トンガと日本との間には４時間の時差がある。そのため全ての参加者の勤務時間内に会議が終了するよう開始時間を日本時間09:00（トンガ時間13:00）、終了時間を日本時間13:00（トンガ時間17:00）とした会議スケジュールを作成した。

（３）参加者全員に電子会議の目的、機器設定、会議準備方法、電子会議ソフトの設定方法を周知させるとともに、電子会議のイメージ共有を図るため、電子会議スタートガイドライン（*“Teleconference Start Guideline”*）を作成した。これを元にトライアルを計２回実施した。下図はガイドラインに記載した電子会議のイメージである。

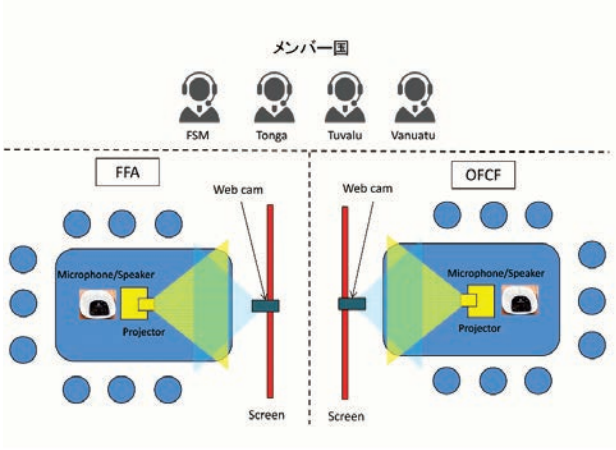

電子会議のイメージ図

5．結果

合同委員会にメンバー国の代表として参加予定であったツバル及びバヌアツがサイクロンの影響でインターネット回線がダウンした等の理由で欠席し、ミクロネシアとトンガの２か国が参加した。島嶼国ではよくあることで、今回尽力してくれたFFAのIT担当課長（ツバル出身）は自国のネット環境整備の遅れを憂いていた。電子会議は当初計画どおり2020年２月19日のソロモン時間11:00（日本時間09:00）に開催された。会議の冒頭にミクロネシア、トンガ、FFA（ソロモン）、財団（日本）の４か所で映像及び音声の通信状況の確認を行った後、議題の審議を開始した。協議開始直後は回線が不安定となる現象もあったが、ノイズキャンセリングマイクの効果で音声は終始クリアな状態が保たれた。

１日３時間の協議を３日間にかけて実施する予定であったがFFA、財団両議長の適切な議事進行と周到な事前準備の甲斐があり、予想以上にスムースに進み、初日の協議が予定時間を多少オーバーしたものの、２日目の夕方には全ての議題を終了することができた。

問題点としては、協議初日に一時FFAと財団との回線が切断されたことがあった。電話でのやりとりの末10分ほどで復旧した。この他にもメンバー国との回線が途中で数回切断されることもあったが、全体の進行上大きな問題はなかった。

6．電子会議の今後

FFAにとっても財団にとっても今回実施した合同委員会が電子会議で実施した初の公式会合となり、通信上の問題は多少あったものの、複数箇所を跨ぐ電子会議でも十分なコミュニケーションが取れることが確認することができ、大きな成果であった。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止という誰もが納得できる理由があったこともあり、今回の電子会議は非常に短い準備期間にもかかわらず、滞りなく全ての議

事を終えることができた。これはFFAのITチームや財団全ての関係者に一丸となって協力していただいたお陰と感謝している。

2020年７月現在、太平洋島嶼国において新型コロナウイルス感染症による渡航制限が継続されていることもあり、FFA-SPC協議、地域情報管理システムワークショップ、監視取締ワーキンググループ会合、米FFA協議等の公式会合等の７つの公式会合を電子会議で実施した他、４月には日FFA非公式協議も電子会議で実施する等、FFAでは今回報告した合同委員会の成功を契機として、業務の大半を電子会議で行う体制を整備した。

一方、近年多くの研究により非言語コミュニケーションの重要性が明らかされている。非言語コミュニケーションには表情、視線、しぐさなど様々な要素が含まれ、この分野の権威であるメラビアン[vii]によれば、メッセージ全体の印象を100％とした場合、言葉による割合が７％、声のトーンや音質による割合が38％、そして表情やしぐさによる割合が55％と報告されている。同氏の研究は個人の好意や反感等の感情の伝達を取り扱っているので、組織間の意思決定に関わるコミュニケーションとは対象が異なるが、組織といえどもそこに属する個人がその基本であることに変わりはない。そのため電子会議においても非言語コミュニケーションの重要性は高いと考えられる。電子会議で相手の表情、視線、しぐさを読み取るためには、高解像度のウェブカメラの導入が好ましいであろう。

他方、互いに顔を合わせて協議を行うことは、その合間に双方の親睦を深め、相手の国のことや互いのことを一層深く知る機会を提供する。その意味で次回のJPF合同委員会がフェイス・トゥ・フェイスで開催されることに満場一致で賛成されたのは、電子会議では得られない大切なものを双方が認識していることの証であると考える。

しかし、新型コロナウイルス感染症が終息し、対面協議の実施に支障がなくなった際にも電子会議の有用性は薄れることなく、今後インターネットコミュニケーションを取り巻くソフト・ハード面の技術革新が進むとともに、ますます電子会議を行う機会が増えてくると思われる。前述のIT担当課長からFFAが採用した機材は全て日本製なので「電子会議は日本の方がずっと進んでいるんでしょう？」と問われたとき、返答に困ったことを思い出す。筆者の知る限り、当時の我が国の水産業界はIT技術導入に保守的で、電子会議が浸透しているとは思えなかった。現在は新型コロナウイルス感染症の影響で状況は変わってきていると思われるが、今後我が国もIT技術普及の点において、島嶼国に後れを取ることのないよう、積極的に取り組んでゆく姿勢が重要であると思量する。

FFA側から見た参加者の映像

vii Albert Mehrabian: アメリカ合衆国の心理学者（1939年～）。同氏が行った実験の俗流解釈に「メラビアンの法則」がある。

日本オブザーバー計画を取り巻く背景等（後編）

財団元専門職　八塚　明彦

1．はじめに

前号（前編）では、科学オブザーバー調査の目的・役割等について考察した。どの程度の割合で科学オブザーバーを乗船させ、観察を行えば調査の目的を達成することができるの（↗）か、各地域漁業管理機関では漁業種類毎に配乗割合を定めている。機関別・対象業種別の状況を一覧に示したものが表１である（我が国に関係しない漁業を含む）。

表１ まぐろ類地域漁業管理機関が定める業種類別オブザーバー・カバー率

委員会	関係文書	対象業種	カバー率	備　　考
WCPFC	CMM2018-05	はえ縄漁業 まき網漁業	5% 5%	
	CMM2018-01	まき網漁業	100%	北緯 20 度～南緯 20 度水域における操業に限った措置
IATTC	C－19－08	はえ縄漁業	5%	
IOTC	11／04	各　漁　法	5%	はえ縄漁業を含む
ICCAT	16－04／GEN	まき網漁業 はえ縄漁業 竿釣り及び定置漁業 刺網漁業 曳き縄漁業	5% 5% 5% 5% 5%	
	18－02／BFT	曳き縄漁業（15m<） はえ縄漁業（15m<） 竿釣り漁業 生簀曳航船 定置漁業	20% 20% 20% 100% 100%	（クロマグロに限った措置） パラ 83
		まき網漁業（注１） 定置／蓄養漁業	100% 100%	パラ 84 地域オブザーバー計画による
CCSBT	科学オブザーバー計画規範	はえ縄漁業 まき網漁業 生簀曳航船	10% 10% 10%	

（注１）大西洋クロマグロを漁獲する権利を有するまき網漁船が対象。

2．オブザーバー・カバー率

表１を見て分かるように、地域漁業管理機関が定めるオブザーバー・カバー率は、機関により、また、漁業種類により様々である。そもそもこのカバー率とは何を意味するのか、日本オブザーバー計画の下で年間の配乗計画を策定し、及び実施する際にはこれが何に対しての率であるのかを明確にする必要がある。次のとおり各機関の関連文書を整理した。

WCPFC

WCPFC11（2014年12月開催）において、はえ縄のカバー率の暫定的根拠が承認された[i]ことをうけ、その指標に次の 4 つのうちの何れかを選択することになった。我が国は（2）を選択し、観察操業日数を指標とした。

（1）総使用釣鉤数に対するオブザーバー観察釣鉤数（釣 鉤 数）

（2）総操業日数に対するオブザーバー観察操業日数（操業日数）

（3）総操業日数に対するオブザーバー洋上滞在日数（航海日数）

（4）総航海数に対するオブザーバー観察航海（航 海 数）

IATTC

RESOLUTION C−19−08（はえ縄漁船に係る科学オブザーバーについての決議）のパラ 1 において、はえ縄漁業の漁獲努力量は「操業日数又は使用釣鉤数」に定義付けられている。

IOTC

RESOLUTION 11/04（地域オブザーバー・スキームに係る決議）のパラ 2 において、各漁法の「操業回数」に定義付けられている。

ICCAT

16−14/GEN（漁船科学オブザーバーの最低基準を確立するための勧告）のパラ 4 *a) ii* において、はえ縄漁業の漁獲努力量は「操業日数、操業回数、航海数の何れか」に定義付けられている。

18−02/BFT（東部大西洋及び地中海のクロマグロの複数年管理計画を確立するための勧告：漁船科学オブザーバーの最低基準を確立するための勧告）のパラ83 *b)*において、オブザーバーの記録要件の一つ、漁獲努力量として、「操業回数、使用釣鉤数等」と言及されている。

CCSBT

CCSBT科学オブザーバー計画規範の 5 、科学オブザーバー・カバー率の項において、「当計画のカバー率の目標は、各漁業の漁獲量及び努力量の10%とする」と言及されている。

前述の各機関の関係文書によるオブザーバー・カバー率の算定基準となる「漁獲努力量」について表 2 に整理した。

我が国のはえ縄漁船の操業形態では、 1 操業回数≒ 1 操業日数のため、操業日数をもとに年間のオブザーバー配乗計画を策定している。2019年度は国立研究開発法人水産研究・教育機構国際水産資源研究所(以下「国水研」という。)から提供のあった直近 3 か年（2015〜2017年）

表 2　まぐろ類地域漁業種類別のはえ縄漁業におけるオブザーバー・カバー率の根拠

委 員 会	オブザーバー・カバー率のための努力量 / 基準					
	釣 鉤 数	操業回数	操業日数	航海日数	航 海 数	漁 獲 量
WCPFC	○		○	○	○	
IATTC	○		○			
I O T C		○				
ICCAT		○	○		○	
CCSBT	△	△	△	△	△	○

（注 1）○印があるものが該当する努力量 / 基準。
（注 2）CCSBT の関連文書は、努力量の基準について明言していない。そのため「努力量」に関係する項目全てに「△」を付した。

i WCPFC11 Summary Report, Paragraph 483 & Attachment L.

の漁船毎･海区毎の操業日数データを用い、配乗計画の策定を行った。

遠洋はえ縄漁船では、各機関の求めるカバー率を満たす航海及び操業日数を53航海 1,999操業日数に策定した。機関別の内訳を表３にまとめた。（↗）

近海はえ縄漁船が関係する機関はWCPFC（カバー率５％）のみである。計画策定に必要なデータは国水研から提供があり、2019年度は103航海 1,206操業日数に策定された。

表３　2019 年度の遠洋はえ縄漁船のオブザーバー配乗計画数

	WCPFC	IATTC	IOTC	ICCAT	計	CCSBT
全　　体	9 (375)	10 (477)	10 (422)	24 (725)	53 (1,999)	—
CCSBT	5 (205)	—	6 (223)	5 (182)	—	16 (610)

（注１）各欄の数値は、航海数（操業日数）を示す。
（注２）全体の計画数（カバー率 5%）には、CCSBT（カバー率 10%）の計画数が内数として含まれる。
（注３）ICCAT 全体の計画数（カバー率 5%）には、大西洋クロマグロ（カバー率 20%）の計画数９航海（130 操業日）が内数として含まれる。

次章に話を進める前に我が国のまき網漁船の操業状況とそれに伴う科学オブザーバーの配乗形態について解説する。カツオ･マグロ類を漁獲対象とする我が国のまき網漁船は法令上「大中型まき網漁業」に分類される。これを船団別に、周年を通じて主として熱帯海域で操業を行う海外まき網漁船[ii]と周年を通じて我が国の近海を漁場とし、時期によりアジ･サバ･イワシとカツオ･マグロ類の異なる魚種を漁獲対象とする近海まき網漁船の二つに分けることができる[iii]。

こうした操業形態を踏まえ、30ページの表１を見てみると、WCPFCにおいては、まき網漁業に係る科学オブザーバー乗船を規定した保存管理措置が二つあることが分かる。

海外まき網漁船に直接的に関係するのは、北緯20度から南緯20度までの間の熱帯水域における操業を規制する熱帯マグロ類保存管理措置（*CMM2018-01*）であり、当該水域内での操業には科学オブザーバーの乗船が必須条件（カバー率100%）であることが分かる。当該水域の大半は、太平洋島嶼国の排他的経済水域にあり、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、パプアニューギニア独立国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、キリバス共和国、ツバル、ソロモン諸島の各国と我が国との二国間における入漁協定の枠組みの下で操業している。科学オブザーバー乗船は、当該協定における入漁条件にも反映され、島嶼国の科学オブザーバーを乗船させている。

近海まき網漁船の操業海域は、*CMM2018-01*の対象水域から外れ、*CMM2018-05*（カバー率５％）が適用される。当該漁船のカツオ･マグロ類を対象とした操業期間は、半年未満であり、操業海域が主として我が国200海里水域内であるため、年間４～５航海にオブザーバーを乗船させれば、上述のカバー率５％の達成が可能となる。

なお、海外まき網漁船のうち２隻程度が夫々年１航海程度、IOTC管轄のインド洋で操業している。

ii 主な操業海域が外国の200海里水域のため「海外」を冠しているが船籍は日本。

iii 近海まき網漁船のカツオ･マグロ類を対象とした操業は、カツオの魚群が伊豆諸島近海へ北上する４月下旬頃から始まり、三陸沖での操業が終わる９月中旬頃まで続く。

3．科学オブザーバー調査分析事業の将来性

日本オブザーバー計画を取り巻く背景等について、前号から引続きまぐろ類地域漁業管理機関での種々の決定事項に実施状況を照らし合わせてみたが、この関係性が今後どのように進展していくのか考えてみた。

まず初めに思い当たるのがカバー率の引き上げである。いくつかの地域漁業管理機関では、現行の管理措置（*ICCAT 16-14/GEN, IATTC C-19-08*）の前文において既にその旨が吐露されており、混獲の実態を推定するにあたり、はえ縄漁業においては、現行のカバー率５％では不十分であり、20%へ引き上げる必要があると謳われている。その他にも科学オブザーバーの人的調査を補完する措置として、電子モニタリングの可能性に言及したものもあり（*IATTC C-19-08*）、WCPFCでは当該措置に関する議論が進展している。

さらに、仄聞するところによると、ICCATでは現在の旗国オブザーバーのしくみを地域オブザーバー計画の枠組みに組み替えようする動きがある。WCPFCでは地域オブザーバー計画として当初より実施されているが、実施者は同事務局の監査･承認を要する。IOTCでは地域オブザーバー計画における実施が謳われてはいるものの、同事務局による監査手続きの実施は先送りされている。ただし、枠組み改正のための検討が2019年以降重ねられており、監査手続きも検討の対象となっている。ICCATも足並みを揃える可能性は否めない。

日本オブザーバー計画策定の根拠となるまぐろ類地域漁業管理機関の資源管理の方策については様々な見地から絶え間ない議論が続けられている。こうした時流に的確に対応し続けるためには、常に各機関の動向に注視し、臨機応変に対応できる柔軟性が必要である。

モザンビーク共和国での2年間と国際協力

業務支援課　須田　瑠菜

1．はじめに

私は2020年 4 月 1 日付けで財団に採用され、融資部業務支援課に配属された。大学ではポルトガル語を専攻し、ブラジル連邦共和国を中心としたイベロアメリカ地域への理解を深め、所属ゼミでは国際協力・社会開発についての議論を重ねた。就職先に財団を志望したのは、①漁業分野における国際協力を実施している組織であり、②水産・漁業分野での専門性が高く、③アフリカ地域でプロジェクトを展開している点に惹かれたからである。

大学の学部でポルトガル語を学んでいた私が財団を強く意識するに至った理由は休学中に得た経験にある。私は外務省在外公館派遣員（以下「派遣員」という。）として2017年 3 月から2019年 3 月までの 2 年間、在モザンビーク日本国大使館（以下「大使館」という。）に勤務した。現地での生活や大使館での業務を通じて得た知見が復学後の進路選択を決定づけた。本稿ではモザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）で得た経験について、そこでの生活を交え紹介する。

2．モザンビークについて

モザンビークはアフリカ大陸南東部に位置する人口約 2,800万人の多民族国家である。面積は日本の約 2 倍でインド洋に面し、南北に 2,000kmも続く海岸線を有する。40ほどの民族からなる同国の公用語はポルトガル語であるが、実際の話者は国民全体の47%ほどに留まっている。

主観的に国としての特徴をいくつか挙げてみたい。夏は暑くなり地域差もあるが基本的に年中過ごしやすい気候である。モザンビーク人が植民地時代のポルトガルによる統治を皮肉って「彼らが残していったものは美味しいご飯だけ」と口にすることがままある。確かに食べ物は美味しく、ポルトガルの影響が食文化にも残っているように感じられる。人々はやや内気だが、あっけらかんとして明るい。優しくて、気がいい人が多いが、時間や約束事に対する感覚については度々苦労させられた。

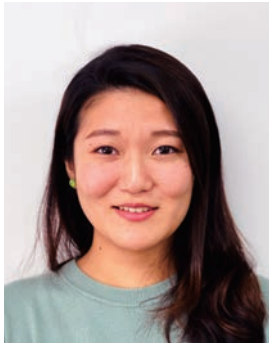

私が 2 年間を過ごした同国最南端に位置する首都マプトは、大都市とまではいかないがその中心部には都会を感じさせるビルも多く、ショッピングモールといった商業施設やバラエティに富んだ飲食店があり生活には困らない。都市部ゆえに地方に比べて物価が高く治安も良くはないが、晴れた日にはマプト湾がキラキラ光り、真っ青な空が美しく澄み渡る街である。

美しいマプトの街並み

3．大使館業務と日常生活

私は大学の 3 年次を終了したタイミングで休学し、派遣員として大使館に赴任した。我が

国の在外公館に原則 2 年の任期で派遣され、語学力を活かして館務の事務補佐にあたる派遣員は、国際社会での経験を積むことができる。

私の場合、官房班で会計、配車、便宜供与や庶務などを行い、兼任する広報文化班ではイベント運営などに携わった。2017年にマプトで開催されたTICAD（アフリカ開発会議）の閣僚級フォローアップ会合に関われたことは特に印象深い思い出である。我が国のアフリカ外交の代名詞といえる重要な国際会議の現場を知ることができたことは、アフリカと私との関わり方に大きな影響を与えた。

国際見本市にブース出展

赴任するまで海外での長期滞在の経験がなく、ポルトガル語圏の国々や途上国を訪れるのは初めてであり、アルバイトを除けば就労の経験も皆無であった。そのため、着任してしばらくは仕事に生活に四苦八苦の毎日であった。コミュニケーションもその一例である。我が国で教えられているポルトガル語のほとんどは発音も文法もブラジル連邦共和国でのものを手本としている。他方でモザンビークのポルトガル語は、文法はヨーロッパを手本とし、発音はブラジルとヨーロッパの中間くらいであるといわれている。さらに、首都ですら母語は現地語でポルトガル語は苦手という人も多く、運用能力は人によって様々であった。教科書どおりのブラジル・ポルトガル語が通用せず着任当初はすっかり萎縮してしまったが、失敗を乗り越え徐々に困難に向き合う度胸がついた。また、周りの方々にも支えられ大使館業務をこなし日常生活を楽しめるようにもなった。人間的にも大きく成長させていただき、大使館の方々や友人達への感謝は尽きない。

4．モザンビークの美しい海

内陸国からモザンビークを訪れた同胞が必ずといってよいほど感動するものは、豊富な海産物である。マプトでは我が国にも輸出されているエビをはじめ、カニ、アサリ、ハマグリ、ロブスター、タイなどを買い求めることができる。街の海鮮レストランも充実しており、アサリの白ワイン蒸しなどの味は我が国からの出張者も唸るほどである。

代表的な料理にも海産物が用いられる。マターパ（*Matapa*）はグリーンカレーのような様相で、キャッサバ芋の葉などを潰してピーナッツの粉末を加え、ココナッツミルクで煮込んだ料理である。具の入っていないシンプルなマターパの他にエビやワタリガニなどの海産物入りも定番である。かなりこってりとしているが、トウモロコシの粉を練った主食であるシマ（*Xima*）や米と一緒に食べると美味しい。地域差はあろうが、家庭や屋台での魚食も普及している。美味しい海産物が食べられるのも同国の大きな魅力の一つである。

食文化を育む海洋は観光資源としても大変魅力的である。サーフィンやダイビングを目的にやって来る観光客も多い。世界の最も美しいビーチの一つにビランクーロ（*Vilankulo*）の沖合に位置するバザルート（*Bazaruto*）島の名を挙げることができる。インド洋から吹きつける貿易風が巨大な砂丘を形成し、海辺に目を遣ると潮の満ち引きによって純白の砂浜に青の模様が描き出されている。砂丘の頂上から眼下に望む景色は息を呑むほど美しい。

北部のナンプラ州には世界遺産であるモザンビーク島がある。ゆっくりとときが流れるよう

バザルート島の砂丘を駆け降りる筆者

な、美しい海に囲まれた小さな島であるが、かつてポルトガルによって首都が置かれ、奴隷貿易の拠点であった悲しい過去を持つ。その反面、多様な文化の交差点として発展してきた歴史があり、独特の文化や景観が生み出された。その歴史的価値が世界遺産として認められながら、あまり観光地化は進んでいない。その原因の一つにアクセスの悪さが考えられる。インフラの未整備が目立ち、国内移動は容易ではないが、美しい海には観光資源としての大きな潜在力がある。余談ではあるが、モザンビーク島では「シリシリ」という海藻入りのマターパが好んで食べられる。他の地域ではみられないこの島独特の料理でとても美味ではあるが、この海藻の正体が気になってやまない。

シリシリのマターパ

5．モザンビーク滞在の２年間を通じて

多くの方々と交流させていただき、日常業務やあらゆる出来事から多くのことを感じ、学ぶことができた。将来は国際協力・国際援助に携わりたいと漠然と考えていたのであるが、被援助側の人々と同じ立場に立ってみると、彼らに一体何をすることができるのかという思いが強くなった。彼らは自らの力で生きる術を持っている。身近に野菜を育て、壊れた機械を修理し、そのための道具を作り出すこともできる。語学以外の専門性に乏しい私は援助するどころか、与えてもらうばかりであった。

アフリカ地域に対する興味･関心は日を追うごとに募り、一方通行の援助ではなく、アフリカと我が国双方が対等な協力関係を構築する必要がある分野で専門性を持ちたいと考えるようになった。世界の共通資源である「海」を持続的に利用するには、あらゆる国家間そして国際的な協力が不可欠である。世界有数の漁業国である我が国は、海洋資源の持続的利用にあたり国際的な枠組みに基づく協力関係の構築を強く必要としているとともに、漁業を取り巻く分野において長年にわたり培われてきた技術や経験を有する。これらを国際的な協力の枠組みに活かすことができるのではないか、このような考えが私の進路を具体化させ、財団への志望動機となった。

6．さいごに

私にとって漁業や水産は未経験の分野であるが、配属された融資部業務支援課で、国際的な資源管理制度や水産業界についての知識を少しずつ習得しているところである。大学やモザンビークで学んだことを業務に活かし、早く関係者の皆様のお役に立てるよう業務に励みたい。将来は自らの専門性をもって、アフリカに限らず諸外国と我が国との海外漁業協力の発展に貢献していきたい。

主な動き　対象期間　2020年２月～４月

（要人往来）

財団訪問（2020年2月6日）

モロッコ王国

農業･海洋漁業次官	Ms. DRIOUICH Zakia
農業･海洋漁業省海洋漁業局 局長	Mr. AYOUCH Younes
〃　漁業協定管理課長	Ms. KASRI Fatima
国立水産研究所（INRH）　所長	Dr. FARAJ Abdelmalek
経済財務省農業･海洋水産･価格支援課長	Mr. BOULARBAH Ben-Naceur
大臣官房 大臣顧問（水産担当）	Ms. LAZRAK Zahra

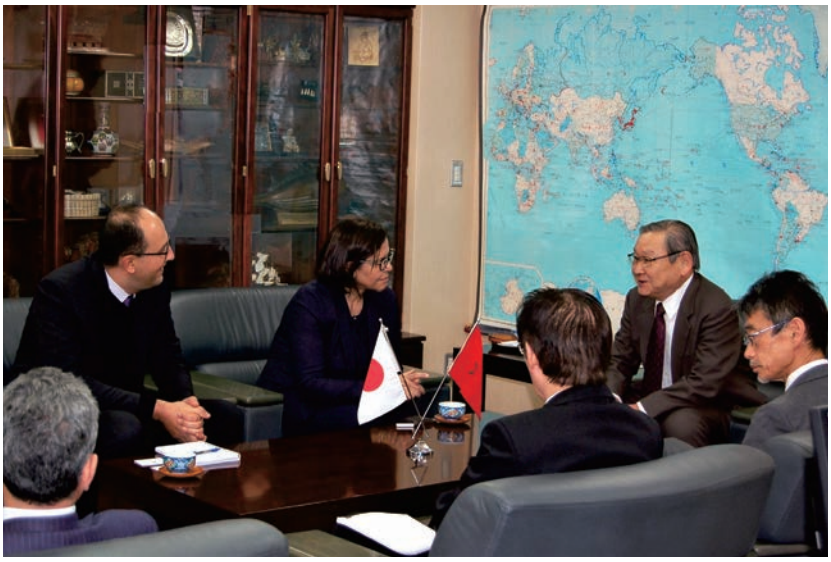

（AYOUCH局長）　（DRIOUICH次官）

左端から：LAZRAK大臣顧問・BOULARBAH課長・FARAJ所長
中　　央：DRIOUICH次官・竹中理事長
右端から：KASRI課長（前列）・AYOUCH局長（後列）

（研修生受入）

漁船員養成 乗船コース

2020年2月4日 研修修了式
ミクロネシア連邦
Mr. ZARRED JKZPL

2020年2月17日 研修修了式
ミクロネシア連邦
Mr. YAROFALIT JR Robert

専門家派遣（短期派遣）

(1) 地域巡回機能回復等推進事業（太平洋）

国　名	目　的	氏　名	期　間	主な派遣先
ミクロネシア	事業実施	坂本　慎司	1月11日～3月22日	ヤップ、ポンペイ、コスラエ、チューク
		原　由郎	2月7日～2月29日	コスラエ
		酒井　紀久子	2月10日～2月15日	チューク
			2月24日～2月29日	コスラエ
マーシャル、キリバス		塩　博美	1月11日～3月22日	マジュロ、タラワ
		坂本　浩司	1月26日～3月22日	
ナウル		畑野　実	2月15日～3月6日	ヤレン
キリバス		藤井　資己	2月16日～3月22日	タラワ
パプアニューギニア、ソロモン、ツバル		左近允　哲郎	1月11日～3月24日	ポートモレスビー、ホニアラ、フナフチ
パプアニューギニア、ソロモン、フィジー		濱本　康裕	1月11日～3月24日	ポートモレスビー、ホニアラ、スバ
ツバル、ナウル		高橋　啓三	2月4日～3月13日	フナフチ、ヤレン

(2) 水産技術普及推進事業

国　名	目　的	氏　名	期　間	主な派遣先
パプアニューギニア	沿岸漁業開発	藤井　資己	1月11日～2月8日	ポートモレスビー
		森光　律夫		
モーリタニア	拠点機能回復	佐藤　明	1月11日～3月9日	ヌアクショット
		青山　真帆		
ソロモン	沿岸漁業資源管理	真崎　邦彦	1月18日～2月8日	ホニアラ
		谷田　巌		
カーボベルデ	水産資源持続的利用	新井　孝彦	1月22日～3月6日	ミンデロ
		鷹尾　保馬		

(3) 持続的利用体制確立事業

国　　名	目　　的	氏　　名	期　　間	主な派遣先
カーボベルデ	持続的利用の助言	川口　実	11月22日 ～12月３日	ミンデロ
サントメ･プリンシペ			２月22日 ～２月28日	サントメ

(4) 国際資源管理対策推進事業

国　　名	目　　的	氏　　名	期　　間	主な派遣先
セーシェル （IOTC）	合同委員会出席	辻　祥子	２月26日 ～３月４日	マヘ

(5) 海外水産開発協力研究調査

国　　名	目　　的	氏　　名	期　　間	主な派遣先
カメルーン、 ベナン	淡水養殖の開発協力研究調査	佐野　幸輔	１月11日 ～３月８日	ヤウンデ、ドゥアラ、 コトヌー

地域水産物新規流通発掘調査事業

支援委員会

会　議　名	日　時
第四回支援委員会	３月18日

専門家派遣（長期派遣・2020年４月30日現在）

地　域	国　名・機　関	担　当　業　務	氏　名
太　平　洋	キリバス	持続的利用の助言	左近充　浩一
	ソロモン		小松　徹
	ソロモン（FFA）	まぐろ産業振興の助言	川本　太郎
	ツバル	持続的利用の助言	持田　貴雄
	ナウル		
	パプアニューギニア		五十嵐　誠
	パラオ		與世田　兼三
		シャコガイ養殖指導	曽根　重昭
	フィジー	巡回普及指導	畑野　実
	マーシャル	持続的利用の助言	野原　稔和
	ミクロネシア	巡回普及指導	酒井　紀久子
			原　由郎
アフリカ	カメルーン	持続的利用の助言	小木曽　盾春
	タンザニア		長谷　宏司
	モロッコ（ATLAFCO）		石川　淳司

政府ベースの漁業協力

無償資金協力

国　　名	案　件　名	交換公文締結日
インドネシア共和国	第二次離島における水産セクター開発計画	2月14日
インドネシア共和国	離島開発及び漁業監視能力強化計画	2月14日

外務省のホームページに「国別約束情報」が掲載されています。
URL（アドレス）は *http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/index.html* です。
ODA 国別･地域別データ ▷ 国別約束 交換公文（E/N）データ

調査団の派遣

国　　名	事　　業　　名	所　　属	氏　名	派 遣 期 間
モーリタニア・イスラム共和国	平成31年度水産物の持続的利用推進強化事業	水産エンジニアリング株式会社 〃 岩田地崎建設株式会社	内田 昭 江端 秀剛 芦屋 幸二郎	2月24日～3月7日
ニカラグア共和国	平成31年度地域漁業課題抽出事業	（一社）マリノフォーラム21 〃 国際水産技術開発株式会社	嵯峨 篤司 佐原 良祐 濱満 靖	2月16日～2月25日

漁業交渉・国際会議（プレスリリース）

発 表 日	タ イ ト ル
2020/ 2 / 6	「日モロッコ漁業協議」の結果について
2020/ 4 /20	「日ロさけ・ます漁業交渉」の結果について

水産庁のホームページに「報道発表資料」が掲載されています。
URL（アドレス）は *http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/* です。

競争参加者の資格申請に関する公示

2019、2020及び2021年度において公益財団法人海外漁業協力財団の競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示いたします。

公益財団法人海外漁業協力財団
融資部長事務取扱　首藤 剛

1．申請者の業種区分

業種名	営業品目名
(1)製造販売	1）事務用機器　2）家具　3）光学機器　4）電子･電気･通信機器 5）計測機器　6）厨房　7）医薬品　8）医理化学機器　9）輸送用機器 10）水産･漁業用機械（漁具を含む）11）船舶･船舶搭載機器　12）その他
(2)販売	1）事務用機器･文房具及び家具　2）光学機器　3）電子･電気･通信機器　4）厨房 5）医薬品　6）医理化学機器　7）輸送用機器　8）百貨店　9）総合商社 10）水産・漁業用機械（漁具を含む）　11）船舶・船舶搭載機器　12）その他
(3)印刷・出版	
(4)翻訳	
(5)映画・広告	1）映画･ビデオ･スライド製作　2）広告　3）写真撮影　4）その他
(6)サービス	1）旅行業　2）運送業（梱包･発送等含む）　3）ビル管理･清掃等各種保守管理 4）リース業　5）コンピューターサービス　6）その他
(7)保険	
(8)建設工事	
(9)設備工事	1）電気関係設備工事　2）暖冷房給水排水衛生設備工事　3）冷凍･冷蔵等設備工事 4）船舶設備工事　5）その他
(10)一般ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	1）委託調査　2）建設設計　3）測量　4）その他
(11)その他	

2．申請受付と資格付与の時期

随時申請を受付けています。なお、競争参加資格の付与まで2週間程度を要します。

3．申請書及び必要書類

（1）申請者は、財団ホームページ（*http://www.ofcf.or.jp/*）内の「申請書作成要領」に基づき「競争参加資格審査申請書」（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付のうえ、郵送若しくは財団に持参してください。なお、提出いただいた申請書類は返却しませんのでご承知願います。

1）経歴書（営業の沿革、営業所、海外支店等一覧、業務組織、役員及び資本等）
2）定款又はこれにかわるべきもの
3）財務諸表
4）登記簿謄本又は戸籍謄本
5）納税証明書
6）印鑑証明書
7）使用印鑑届
8）委任状（支店･代理店が申請する場合に提出）
9）その他

なお、官公庁の「競争参加者資格審査結果通知書」(写)を添付する場合は、
前頁４)、５)及び６)の添付を省略することができます。

（２）申請用紙及び作成要領の入手と提出先

１）入手方法：申請書作成要領及び申請用紙は、財団ホームページ(*http://www.ofcf.or.jp/*)の「お知らせ」内よりダウンロードできます。

２）提 出 先 ：公益財団法人海外漁業協力財団 融資部 業務支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門３－２－２　虎ノ門30森ビル５階
Tel : 03-6895-5382 Fax : 03-6895-5388

４．申請及び競争に参加できない者

（１）契約締結能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

（２）競争参加資格審査申請書(添付書類を含む)に虚偽の記載をした者

（３）次の１)から５)の一に該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む)でその事実があった後２年を経過しない者

１）契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

２）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

３）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

４）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

５）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

５．競争参加資格の審査

「公益財団法人海外漁業協力財団 競争参加者等資格審査事務取扱要領」に従い、
競争参加資格審査申請書及び添付資料の審査を行います。

６．審査結果の通知

（１）審査後「等級決定通知書」により、結果を通知します。
なお、「随意契約」のみの登録申請の方は、受付審査をもって登録者とし、
通知はいたしませんのでご承知願います。

（２）「等級決定通知書」の郵送用として、封筒(長３版)に82円切手を貼付し、宛先(郵便番号、住所、部署名、担当者名)を明記のうえ、申請書に添えて提出してください。

７．資格の有効期間

資格の有効期限は、資格付与日から2022年３月31日までです。

８．入札の公示

一般競争入札案件については、財団ホームページ及び事務所掲示板に公示します。

◎貸付制度について

財団は、我が国漁業者等が海外の地域で、沿岸漁業等の開発振興、国際的な資源管理の推進、現地合弁法人の設立等の海外漁業協力事業を行う場合、これらの漁業者等に対してその事業に必要な資金について融資を行っています。貸付対象、資金の種類等は次のとおりです。

1．貸付対象となる事業

実施する海外漁業協力事業が次に該当することが必要です

(1) 我が国海外漁場の確保との関係において行われるものであること
(2) 我が国への水産物の安定供給との関連において行われるものであること
(3) 我が国政府の支持のもとに行われるものであること
(4) 水産関係団体の支持態勢がととのっていること

2．貸付対象者

本邦法人、本邦人、本邦法人等の出資に係る現地法人、国際機関

3．資金の種類等

(1) 無利子融資［手数料 年0.5％以内、償還期限 30年以内（うち据置期間５年以内）］

① 海外の地域の沿岸漁業開発及び国際的な資源管理の推進等に寄与するための協力事業で、
(ｱ) 海外の地域の政府、現地法人等に施設等を譲渡するために必要な資金
(ｲ) 海外の地域で行う事業に必要な資金で、相手国政府、現地法人等に貸付けるために必要な資金
(ｳ) 海外の地域で行う開発可能性調査その他の技術協力に必要な資金
(ｴ) 入漁との関連で相手国に支払う漁業協力金等

② 現地法人の設立等海外投資により行う事業で、その効果が主として周辺の住民生活向上に寄与すると認められる事業に必要な資金等

(2) 低利融資［利率は市場実勢に応じて、円貨の場合は年0.6％以上、外貨（米ドル）の場合は 年2.0％以上、償還期限20年以内（うち据置期間５年以内）］

海外の地域において現地法人等の設立等海外投資により行う協力事業で、

① 現地法人等に出資し、又はその株式を取得するために必要な資金
② 本邦法人等の出資に係る現地法人等に貸付けるために必要な資金で、設備資金その他長期資金に充てられるもの
③ 本邦法人等の出資に係る現地法人等に出資しようとする海外の地域の政府、現地法人等に対して、これに要する資金を貸付け又は施設等を譲渡するために必要な資金等

4．融資割合

原則として海外漁業協力事業の実施のために必要な資金の70％相当額

5．担保・保証

ご相談のうえ決定します

公益財団法人 海外漁業協力財団 融資部 融資課
電話：03-6895-5382　Fax：03-6895-5388

海外漁業協力　第91号

発行人　遠藤　久
編集人　首藤　剛
発行所　公益財団法人海外漁業協力財団
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3丁目2番2号
虎ノ門30森ビル
(TEL)　総務部　(03) 6895-5381
融資部　(03) 6895-5382
事業部　(03) 6895-5383
(FAX)　(03) 6895-5388
(URL)　http://www.ofcf.or.jp/
印刷所　野崎印刷紙器株式会社

©OFCF 本誌掲載記事の無断転載を禁ず

付近略図

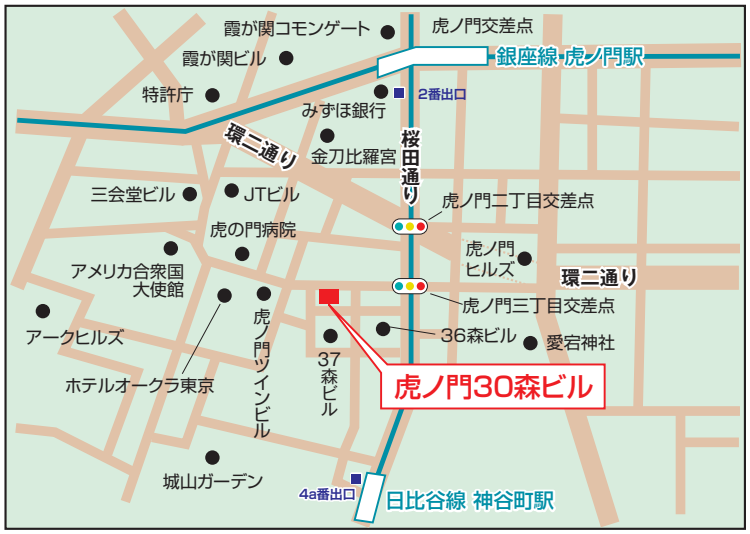

発刊：2020年9月

裏表紙の写真：歴史の変遷を感じることができるモロッコ王国の首都ラバト
（ローマ遺跡の遺構（手前）とイスラム王国の墓所を守る堅牢な壁）

No.91

Overseas Fishery Cooperation Foundation of Japan